

令和5年度

滋賀県予算施策に対する要望書

令和4年9月

滋 賀 県 市 長 会

令和4年 9月16日

滋賀県知事
三日月 大造 様

滋賀県市長会
会長 小椋正清

要 望 書

平素は、県内都市行政の運営に対しまして、格別の御配慮を賜り厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に関しては、「第7波」にあっては1日の新規感染者数の過去最多の更新、高止まりの状態となり、「医療体制非常事態」の宣言をされるなど、非常に厳しい状況が続き、また、今後とも新たな変異株などにより、憂慮する状況が見込まれる中であって、改めて、感染拡大防止の徹底と社会経済活動の両立を目指した対策について、各段の御配慮をお願いいたします。

さて、国においては、新型コロナウイルス感染症、気候変動問題、人口減少、少子高齢化、災害の頻発化・激甚化等の状況における総合緊急対策等として「経済財政運営と改革の基本方針2022」を定め、また、デジタルを地方の社会課題を解決する鍵であるとして、全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会を目指した「デジタル田園都市国家構想基本方針」を策定したところであります。

こうした中であって、県内各都市においては、住民に最も身近な基礎自治体として、急速な社会経済環境の変化に適切に対応しながら、市民の生活や営みを守り、地域社会の発展に資するため、子育て支援、教育環境の整備等の子ども施策、障がい者（児）・高齢者の福祉、生活支援、健康保険・医療の確保、文化・スポーツの振興、また、道路・河川等の整備、地震・豪雨対策、商工・観光・農林水産業の振興、地域公共交通の維持、そして、環境の保全・再生、これらの基となる、地域創生、新型コロナウイルス感染症の対応など、各分野における諸施策の充実・強化、様々な行政課題への対応に真摯に取り組んでいるところであります。

つきましては、県におかれては、基本構想の基本理念「変わる滋賀 続く幸せ」の実現に向けた、「ひとの健康」、「社会・経済の健康」、「自然の健康」からなる「健康しが」の取組の中、県と市の真のパートナーとしてのより一層の連携強化に特段の御配慮をいただき、本要望に誠実にご対応いただきますよう強く要望いたします。

目 次

知 事 公 室	1
総 合 企 画 部	3
総 務 部	6
文 化 ス ポ ー ツ 部	8
琵琶湖環境部	12
健康医療福祉部	20
商工観光労働部	38
農 政 水 産 部	43
土 木 交 通 部	51
教 育 委 員 会	62
警 察 本 部	72
新 型 コ ロ ナ 関 連	73

知 事 公 室

1. 原子力安全対策の強化および財政支援について

原子力防災については、県と市町が一丸となって取り組むべき課題である。県知事自らが先頭に立ち、これまで以上に強力なリーダーシップを発揮して、以下の点について、総合的かつ全面的な対策を講じられるとともに、国および原子力事業者に対して強く働きかけられたい。

- (1) 県域での広域避難について、避難所の運営や除染、除染で発生した廃棄物処理などの課題に対し県が主体となって関係機関と調整を図ることで課題解決に取り組むこと。
また、安定ヨウ素剤の緊急配布の場合に備え、市の職員に対し安定ヨウ素剤の配布方法を明示するとともに、研修を行うこと。
- (2) 災害時に避難道路や緊急輸送道路として重要な役割を担う国道8号、161号の整備促進を国に働きかけるとともに、同303号、365号、367号の整備ならびに湖上避難を想定した港湾施設を国の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」等を活用して設置し、交通網の整備拡充を進めること。
- (3) 原子力災害対策のために恒久的な財政支援を実施するとともに、市町の原子力防災を指導・補助する人材を定常的に確保すること。
- (4) UPZ圏内の自治体と同様または準じた防災計画を策定するなど、自らの判断により積極的な対策を講じているUPZ圏外の自治体に対する支援を講じること。
- (5) UPZ圏外における防護措置（屋内退避、一時移転、安定ヨウ素剤の服用等）の具体的要領に関して防災指針等の整備を求めること。

2. 地震・豪雨防災対策の強化および財政支援 について

東日本大震災や熊本地震、平成30年の7月豪雨、令和元年の房総半島台風、東日本台風、令和2年の7月豪雨、令和3年の7月豪雨をはじめ、地球温暖化の影響による局地的な豪雨・豪雪など、近年各地で大規模自然災害が頻発しており、本県においても平成29年の台風5号、台風21号、平成30年の7月豪雨、台風12号、台風20号および台風21号、令和3年末の記録的大雪等により、県内各地で甚大な被害が発生したところである。

加えて、発生後わずか数か月の間にパンデミックと言われる世界的な流行となり、その後も新たな変異株が次々と発見され、感染拡大と縮小を繰り返している新型コロナウイルス感染症についても、現在も継続してその対応に追われている。

市民の生命と財産を守り安全・安心な生活を保障することは、行政に課せられた最大の責務であり、災害（新型コロナウイルス感染症を含む）に強い国土を形成するためにも、次の事項について緊急に対策を講じられるよう国に対して働きかけられるとともに、県においても特段の配慮を願いたい。

- (1) 令和7年度限りとされている緊急防災・減災事業債の対象事業の拡充および恒久化
- (2) 県が主体となった備蓄品の整備および各自治体が整備する備蓄品等の購入費用に対する国および県からの恒久的な財政支援
- (3) 災害復旧に対する支援の充実と被災者生活再建支援法の適用要件（全壊および大規模半壊世帯数等）の緩和や拡大による生活再建支援の充実
- (4) 県・市町・消防の職員が全県域で使用可能な防災行政無線の県による主体的な整備 [新規]

総合企画部

1. 多文化共生社会の実現に向けた諸施策の実施について

多文化共生社会の実現に向けて、次の諸施策の実施について積極的な措置が講じられるよう、国に対して働きかけられるとともに、県の重要施策として推進されたい。

- (1) 県内共通の行政情報については、県において多言語化ややさしい日本語を用いた公文書に書き換えを行うとともに、迅速かつ的確に周知されたい。
- (2) 安定した就労のために国や企業と連携し、県内での外国語による職業訓練の更なる充実を図るとともに、外国語による技能資格試験の受験を促進し、就労につながる日本語教室など実効性のある就労支援を実施されたい。

また、日本語指導者の雇用と安定就労について取り組まれたい。

2. 外国人材受け入れ環境の整備に向けた市町への支援策の充実について

外国人材受け入れ共生に対する国の施策の更なる充実と、柔軟な財政的援助を含め幅広い自治体への支援策の実現に向けて、国へ強く働きかけられたい。

3. アフターコロナを見据えたグリーンリカバリーおよび2050年カーボンニュートラルに向けた牽引について

環境先進県である滋賀県においては、グリーンリカバリーとカーボンニュートラルについて全国的に先駆ける存在として、市町と連携する中、リーダーシップを発揮されたい。

4. 大学の運営等に対する支援について

将来の滋賀の産業や技術を支える人材の育成と、若者を呼び込むことにより地域を活性化するため、県内に設置されている大学の運営や施設整備、学生生活に対して支援されたい。

5. 地方創生推進交付金の活用について

各市町が地方創生推進交付金をより活用し、効果のある事業を実施できるよう、県が積極的に地域再生計画を策定し、県全域に効果のある県連携事業を展開されたい。

[新 規]

6. 円滑な統計調査の実施について

近年、調査客体の個人情報保護意識の高まりや調査員の高齢化、調査業務の複雑化により、面会や聞き取り、書類の受け取り拒否や回答への理解が厳しい状態であり、かつ近年の新型コロナウイルスの影響を受けて、より調査客体と面会して調査を行う手法は困難な状況になっている。

については、調査が円滑に進むよう、県が主体となって引き続き都道府県連協議会や国への要望を行うとともに、市町巡回審査時や日々の連絡手段において、各市町で実施している好事例などを適宜紹介し、調査の実施に合わせた情報交換の場を設けるなど、県内での円滑な調査実施に向けて、取組の先頭に立たれたい。

[新 規]

総 務 部

1. 地方創生における「地方版総合戦略」の推進 と人口減少対策について

地方創生と人口減少の克服を総合的に推進するに当たり、次の事項について総合的な支援を願いたい。

- (1) 中小企業の多くで若い世代の人材確保が喫緊の課題となっている。また、県内の大学に進学した新卒者の多くが就職時に県外へ流出していることから、定住・移住の推進および中小企業の人材確保支援策として、新卒者の県内中小企業への就職を対象とした奨学金返還支援制度を創設するなど、県内に在学する学生の県内就職率の向上と、県外学生が県内企業に就職する新しい人の流れをつくる効果的な施策を構築されたい。
- (2) 平成29年度に開設された首都圏情報発信拠点「ここ滋賀」で、令和元年度から開始された市町等協働フェアを引き続き実施していただき、さらに地元企業が県外企業と商談を行ったり、人材確保のため、Iターン・Uターン希望者に求人情報を提供できるよう、門戸を広げ、利用しやすい運用体制の整備を行い、新たな都市部から滋賀県への魅力的な人材、仕事の流れを生み出す仕組みづくりを願いたい。

2. 公共施設等適正管理推進事業債の拡充

および期間撤廃について

- (1) 「公共施設等適正管理推進事業債」制度について、交付税算入率および事業メニューの拡充を行うとともに、期間撤廃されるよう、国に対して強く働きかけられたい。
- (2) 災害時における支援、復旧や復興にかかる継続的な行政サービス提供に無くてはならない重要な拠点となる公用の建築物である耐震化済みの市役所庁舎等についても、「公共施設等適正管理推進事業債」(長寿命化事業)の対象となるよう、国に対して働きかけられたい。

3. 自治振興交付金の見直しについて

市町がそれぞれの地域の実情に応じ独自性を発揮した施策を展開するために設けられた自治振興交付金について、地域の課題やニーズへの重点的な取組や的確な対応が継続できるよう、新規事業の創設や老朽化の進んだ集会所施設等の解体など既存事業にかかる対象事業の拡大および交付限度額を見直すなど、制度の拡充を図られたい。

4. フリースクールへの財政支援について

不登校児童生徒の受け皿となっている民間フリースクールへの運営に対する支援については、施設を利用する生徒児童が1つの市町区域に限らず広域的であり、市町として支援が難しいと考えられることから、県におかれては運営団体に対する補助制度を創設するなど、県からの財政支援を願いたい。

〔再 掲〕

文化スポーツ部

1. 国民スポーツ大会および全国障害者スポーツ大会に向けた取組について

2025年開催予定の第79回国民スポーツ大会および第24回全国障害者スポーツ大会の開催に当たっては、滋賀県が主体性を発揮され簡素で効果的な大会となるよう、次の事項について積極的な取組を願いたい。

- (1) 国民スポーツ大会および全国障害者スポーツ大会の開催地となることにより、市民・県民のスポーツへの意識が高まり、体力向上、健康増進が図られるとともに、観光面等地域経済の発展にも資するものである。

加えて両大会終了後においてもその効果が継続するよう、引き続き市町の競技会場周辺の県有施設の整備ならびに新たに整備された県立施設が、周辺公共施設等とも連携し、県民の生涯スポーツの拠点施設として貢献できる施設運営を図られたい。

また、国スポ・障スポ大会が開催される2025年には、大阪・関西万博も開催されることから、特に宿泊、輸送業務について双方に支障が生じないように、県が万博主催者と十分に調整を図られたい。

- (2) 各種競技施設の整備にかかる県からの各市町への支援措置については、一律、補助率 1/2、上限1億円と示されているが、内定した競技種目および競技種目数によっては複数の施設や異なるコート等の整備が必要であり、あわせて中央競技団体の視察の指摘以外に、競技団体からの要望もあり、エレベーターやトイレ等のユニバーサルデザイン化の整備も含めると費用が多額となる。

また、駐車場の整備等は補助対象外とされているが、複数の競技を行う施設では相当の混雑が予想されることや

介助者とともに利用できるトイレや更衣室等の仮設設備の設置についても先催県の事例から、対策は必要不可欠である。

以上のことから、トイレを含む施設の長寿命化や改修について補助制度の拡充など国に対して働きかけるとともに、当該支援措置の補助率や上限額、補助対象区分については、個々の実情や競技種目および内定数を十分に踏まえ、大幅な拡充や柔軟な運用による支援を願いたい。

特に障害者スポーツ大会競技会場の整備においては、競技者や競技団体等の関係者、観戦者等の来場者に対して、よりきめ細かな配慮を行う必要があり、バリアフリー化事業に対して、現行の補助制度で規定される補助限度額（1施設につき1,500万円）の撤廃等の対応を願いたい。

さらに、運営経費についても、特殊競技など仮設施設が多い競技種目は経費が増大することから、上限額等の設定にあたっては柔軟な対応を願うとともに、市が関連して整備する道路、河川、都市公園に対する財政支援、および県立施設で開催される競技に対する運営経費や人的支援についても特段の配慮を願いたい。

- (3) 主会場をはじめ各種競技施設の整備に当たっては、周辺地域の歴史、文化との調和について引き続き配慮を願うとともに、滋賀県立彦根総合運動場（野球場を除く）の解体と併せて廃止されたスイミングセンターは、市民の健康増進だけでなく、競技人口の増加、競技力の向上など、県内、特に県東北部の水泳競技振興の拠点として重要な県立施設であったことから、廃止となった施設の機能回復として再整備願いたい。
- (4) 会場地市町が負担することとなる大会運営費（リハーサル大会運営費を含む）の補助・交付対象経費の具体例を示すとともに、「標準経費積算基準額」を適正に見込み、市町が過度の負担をすることがないように配慮を願いたい。

2. 文化財の保存活用の推進について

本県の恵まれた文化遺産を観光振興に活用し、地域振興につながる取組が始まっている。県内に所在する各種文化財の保存および活用事業に対して積極的な支援を講じられたい。

また、事業を実施するために必要となる費用を滋賀県文化財保存事業費補助金交付要綱に基づき採択交付されたい。

- (1) 老朽化した登録有形文化財（建造物）等の保存および管理支援の充実（県費補助の採択）
- (2) 史跡整備に関わる用地公有化事業および国宝重要文化財等保存整備費補助金にかかる建造物・美術工芸品の保存修理・調査活用事業について、凍結されている県補助金の復活および史跡整備にかかる国庫補助金の更なる拡充
- (3) 市保有の国指定史跡および名勝の保存修理等への支援ならびに県指定史跡の管理費の支援（県費補助対象に追加）
- (4) 国選定重要伝統的建造物群保存地区において直接および間接補助で実施される保存対策・保存修理等に対する補助要綱に基づく支援および国選定重要文化的景観地区に対する補助要綱の設置

3. 彦根城世界遺産登録の推進について

彦根城の世界遺産登録については、来年度、日本政府からユネスコの世界遺産委員会に彦根城を世界遺産候補として推薦していただきたいと考えているところであるが、国内推薦に当たっては、ユネスコに提出する推薦書原案や包括的保存管理計画案の編集作業に専門業者の関与が必要となるなど、世界遺産登録の実現に必要な経費が増加することが予想される。

彦根城の世界遺産登録は、彦根市のみならず、滋賀県全体の魅力を国内外に発信でき、県内全体の観光資源を活かして地域の活性化

を図ることができる非常に有益な取組であることから、県においても、全県的な取組となるよう総合調整いただくとともに、必要な予算を引き続き確保していただきたい。

4. 博物館・資料館の新設・改修にかかる補助 制度の整備について

博物館・資料館を取り巻く状況は大きく変化し、求められる役割も多様化・高度化している中、令和4年に博物館法の一部を改正する法律が成立した。今後、博物館・資料館が核となって、より一層地域の歴史・文化の継承と芸術振興に寄与するとともに、まちづくりや地域課題の解決など新たに求められる役割を果たせるよう、施設の新設や改修にかかる補助制度の創設を願いたい。

〔新 規〕

琵琶湖環境部

1. 汚水処理施設整備に対する支援の充実 について

汚水処理施設整備の10年概成に向け、公共下水道の事業計画区域を限定するとともに、著しく遅れる地域にあっては、合併浄化槽区域に変更し汚水処理施設の効率的な整備に努めているところである。ついては、汚水処理施設の整備や維持管理にかかる財政支援について、次の事項に対する特段の配慮を願いたい。

また、国が推進する汚水処理の広域化・共同化について、県が作成される滋賀県広域化・共同化計画において、汚水処理施設の整備が進んでいない区域を処理区に編入いただくよう配慮願いたい。

- (1) 合併処理浄化槽区域にあっては、浄化槽面的整備事業として県費補助金を受け、汚水処理施設整備を推進しているが、事業の採択要件に合致しない地域があることから、事業採択時の要件緩和と浄化槽面的整備事業が適用されない世帯に対する支援制度、および修繕が必要な合併処理浄化槽に対しての個別支援制度の創設を願いたい。

また、国の交付金制度の見直しに伴い、補助対象から外された合併処理浄化槽の更新に対する補助を復活されたい。

- (2) 公共下水道の整備・接続にかかる滋賀県汚水処理施設整備接続等交付金の継続と予算確保を願いたい。

2. 下水道の整備促進について

下水道の整備促進のため、次の事項について財政措置を含めた県の積極的な対応を願いたい。

- (1) 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策および社会資本整備総合交付金制度に基づき、「下水道総合地震対策事業」の延伸等、下水道事業の推進に必要な予算の確保と中長期的な視野に立った継続的かつ安定的に財源が確保され事業が実施できる制度の拡充等について、国に強く働きかけられたい。
- (2) 下水道施設の改築にかかる国費支援について、公衆衛生の確保や公共用水域の水質保全など、下水道の果たす公共的役割に鑑み、確実に継続するよう国に働きかけられたい。

3. 森林の保全と強い林業・木材産業の振興について

木材価格の低迷により森林経営意欲が減退し、荒廃森林や森林境界の不明瞭化が進んでおり、森林が有する多面的機能が低下していることから、市民生活に深刻な影響を及ぼす懸念があるため、森林整備の継続的な推進と強い林業・木材産業の振興に向けて、次の事項について積極的な取組と国に対する働きかけを願いたい。

- (1) 森林整備を担う人材の確保を図られたい。また、山腹崩壊地や河川への土砂流出に対し、治山事業の計画的な実施および保安林改良事業による土砂流出対策を図るとともに、流出した土砂の浚渫処分について新たな支援策を講じられたい。
- (2) 人工林と天然林が混在する森林の一体的施業による木材の供給から流通まで、循環型で持続可能な仕組みづくりに向けて、やまの健康推進プロジェクトに対するハード・ソフト両面からの事業継続支援を願いたい。

(3) 新たな森林経営管理制度に基づく取組については、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理を全県下において戦略的に進める必要があるため、滋賀県が主導的な立場で市町と連携して推進されるとともに、市町で円滑な事業実施が図れるよう支援を願いたい。

また、市町においては専門的な職員が不足しているため、令和元年度に「滋賀県森林整備協議会」を立ち上げ、森林情報アドバイザーを1名雇用されているが、県下全域をカバーするには人員不足であり、人的支援を強化されたい。

(4) 「公共建築物における滋賀県産木材の利用方針」に基づき、更なる県産木材の利用促進を図るため、「びわ湖材利用促進事業」における木造公共等施設整備に対する補助金上限額の撤廃を願いたい。

4. 琵琶湖の保全再生に向けた取組と特定外来生物の駆除対策について

令和2年度に「琵琶湖保全再生施策に関する計画(第2期)」が策定され、侵略的外来植物に対する地域との連携による早期発見や徹底的な巡回・監視防除に向けた推進、新たな課題であるチャネルキヤットフィッシュの防除を明記されていることから、琵琶湖の水質や生態系の保全、外来種の防除等の保全再生等にかかる各種施策が確実に推進されるよう、次の事項について積極的に取り組まれない。

(1) 赤野井湾の環境改善については、依然として湾内の水流(湖流)が停滞しており、栄養塩類を多量に含む底泥の堆積が進む中、水質改善の兆しが見られない。

「琵琶湖保全再生施策に関する計画(第2期)」に基づき、引き続き赤野井湾の湖流再生と水質改善に向けた有効かつ抜本的な対策の調査・研究を重ねるとともに、継続的な侵略的外来植物の駆除や監視に取り組まれない。

また、新たな課題である赤野井湾のプラスチックごみをはじめとしたごみの漂流、湖底ごみ、マイクロプラスチックの増加防止対策・除去、流入河川の水質浄化、琵琶湖および内湖の浚渫等、必要な措置を講じられたい。

- (2) 木浜内湖においては、「琵琶湖保全再生施策に関する計画(第2期)」に基づき、琵琶湖の生態系や水産資源の回復、生活環境の改善、船舶の安全航行などを推進するため、引き続き「内湖再生プロジェクト」に基づいた水域内の底質改善(底泥浚渫)や水草除去等の水質改善に向けた抜本的対策に、水産多面的機能発揮対策交付金の更なる充実を含め、しっかりと取り組まれたい。
- (3) 近年、琵琶湖や内湖において異常繁茂が続いているナガエツルノゲイトウやオオバナミズキンバイなどの駆除については、国および県を中心に抜本的駆除に向けた本格的な取組が実施されているが、内湖を含めた琵琶湖全体の問題であり、今後においても、一級河川琵琶湖を管理される立場にある県として、完全駆除が果たされるまでの県内全域における日常の監視や継続した駆除の実施と予算の確保を願いたい。

特に農業用水路や排水路などへ生息地域が拡大すると、農地全体へ拡大する恐れがあることから、生息区域の拡大を未然に防止するため、生息の兆候や予測される区域の重点パトロールを実施するなど監視強化を図られたい。

また、重機を活用した駆除の早期実施および駆除活動にかかる専門業者への委託や処分にかかる費用に対する予算の増額など、地域における取組に対する支援や刈取り後の処分手法の確立等について県主導で実施願うとともに、河川管理部署等関係機関との連携強化を図られたい。

- (4) 近年、オオキンケイギクが県内各地で確認されており、今後、在来植物の生態系に影響を及ぼす懸念があることから、取り返しが見つからない状況になる前に調査・研究し、早期に駆除を行うよう十分な施策を県主導で実施願いたい。

5. 湖底の底泥・散乱ごみおよび水草等の湖岸

漂着ごみの除去対策について

- (1) 湖底に堆積した底泥や散乱するごみは、水質の悪化だけでなく魚類や貝類の生息にも悪影響を及ぼすことから、「琵琶湖保全再生施策に関する計画（第2期）」に基づき、積極的かつ継続的な除去等の対応を願いたい。

また、マイクロプラスチック対策や漁業操業時に回収されるビニール系のごみについては、県と市町、漁業者が連携して琵琶湖のごみ回収・処理ができる仕組みを確立されたい。

- (2) 局地的な豪雨や台風の接近に伴う大雨による突発的な河川の大増水で琵琶湖に大量のごみ等が流れ込み、湖岸を漂着ごみが覆うという事態が毎年のように起こっている。そのため、これらの漂着ごみについて「琵琶湖保全再生施策に関する計画（第2期）」に基づき、県において適切に処理されたい。

また、漂着ごみ等の撤去、清掃、処分等を実施している地域活動組織に対する水産多面的機能発揮対策交付金などの助成を継続されたい。

- (3) 琵琶湖に大量に繁茂する水草については、湖岸に漂着することがないように、根こそぎ除去および表層刈取りを計画的かつ適切な時期に実施されるとともに、湖岸の県管理地に漂着または打ち上げられた流木、水草、ヨシ屑等の回収や処分については、管理者として迅速かつ適正に行われたい。

6. 廃棄物処理施設整備の推進について

廃棄物処理対策について、県の積極的な支援、援助を願うとともに、「循環型社会形成推進交付金」の確実な予算確保と脱炭素社会の実現を目指す施設整備や統廃合に伴い不要となった施設解体に対する交付金の拡充を国に対して要望されたい。

7. 鳥獣被害防止対策について

イノシシ、ニホンザル、ニホンジカ、カワウ等による農林水産物被害は依然深刻な状況にあり、獣害を受けた農家の生産意欲の低迷は耕作放棄地の増加に拍車をかけ、更なる獣害の引き金になる悪循環が続いている。

被害集落では、防護柵の設置や追い払い等の防御策を講じてはいるものの、鳥獣個体数の増大は著しいため、農家の経済的負担や高齢化もあって集落の対策も限界に近づいており、営農意欲の低下だけでなく高齢者等の生きがいさえも奪い兼ねない状況にある。

県においては、このような地域の実情を動物愛護団体等に強く訴え、被害防止のための鳥獣捕獲が被害軽減のための有効な手段であることについて理解が得られるよう調整を図り、次の事項について抜本的な被害防止対策を確立されるとともに、国からの鳥獣被害対策への支援について、鳥獣捕獲関連予算の確保を強力に推し進められたい。

- (1) 鳥獣捕獲関連補助事業（イノシシ・ニホンザル・外来獣）の創設および鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業のニホンジカならびにイノシシの「幼獣・成獣」区分にかかる交付単価の統一ならびに被害拡大期に適切な捕獲圧をかけるための時期毎単価の創設
- (2) 捕獲数に制限が設けられているため個体数の調整が困難なニホンザルについて、「滋賀県ニホンザル第二種特定鳥獣保護管理計画（第4次）」の「捕獲可能数」（有害鳥獣捕

獲は群れの10%以内、個体数調整事業の実施要件)に増加率を判断要素に加え、加害レベルと防除対策を相関化した指標の設定

- (3) 有害鳥獣駆除業務に携わる猟友会員(捕獲従事者)の育成および確保、ならびに銃猟従事者が減少傾向にある地域における県の広域班(県猟友会)による捕獲の実施
- (4) 大量捕獲が必要な野生獣の有効活用および適正な処理を図るため、県による広域的な処理・処分場の県事務所単位での用地の確保および流通体制の確立
- (5) 費用対効果等の理由から国の補助事業に取り組めない地域の防除対策について、採択要件の緩和、もしくは県費による補助制度の拡充
- (6) カワウ対策について、広域行政を担う県が実施主体となった住民の生活環境被害対策の早急な実施 [新規]

8. 琵琶湖国定公園内の県有財産の適切な管理について

県が設置された自然公園施設については、市町が受託し適正な維持管理に努めているが、今後も引き続き適切な維持管理を行うためには、「琵琶湖保全再生施策に関する計画」に基づき、必要な維持管理委託料を確保されるとともに、整備後長期間に亘って有効利用がされていない施設の老朽化が進んだ県直接管理の自然公園施設については、ビワイチや日本遺産の構成要素である水辺景観等で観光客が増加していることから県の観光戦略上も好ましくないため、景観上、安全面、さらには令和2年3月に策定された「みどりとみずべの将来ビジョン」の方向性を踏まえ年次計画を立てて予算を確保し、早急に対応願いたい。

また、水洗公衆トイレなど、利用者目線で不足している公園施設の設置を全庁的な課題として、関係部局と連携を図り実現願いたい。

これらのことを踏まえて、各自然公園における施設の破損箇所修繕と環境整備について、具体的な年次計画を示していただきたい。

9. 土砂災害防止対策の推進について

近年、局地的な集中豪雨が頻発する傾向が強まり、山崩れ、土石流等の土砂災害の発生の危険度が高まっている。土砂災害から尊い人命と貴重な財産を守り、個性豊かで活力ある湖国づくりを実現できるよう、次の事項について積極的な対応を願いたい。

- (1) 山崩れ、土石流、地すべり、がけ崩れ、雪崩に関する施設整備を促進するために、治山・砂防・急傾斜地崩壊対策関係予算の所要額の確保ならびに単独治山（補助営）事業の採択要件である危険区域の見直しや各事業の早期採択および実施を願いたい。
- (2) 土砂災害防止法による土砂災害警戒区域および特別警戒区域の指定に向けた基礎調査の完了を急ぐとともに、市町が避難情報の発令を速やかに行えるよう、土砂災害に関する情報伝達の充実を願いたい。
- (3) 土砂災害警戒区域および特別警戒区域の土砂災害対策を行い、市町急傾斜地崩壊対策事業の対象地域についても県で対応いただきたい。

健康医療福祉部

1. 幼児教育・保育の無償化に伴う施策の充実 について

女性の就業率の上昇に加え、令和元年10月から実施された幼児教育・保育の無償化の影響により、保育施設への入所希望者は大幅に増加している。県内の各市町においては、急増する保育ニーズに対応するため、新たな施設整備を進めるとともに、もう一方の課題である保育人材の確保についても様々な施策を駆使して人材確保のための取組を進めるなど、毎年、児童の受入数を大幅に増やし、量の確保に努めてきた。

しかしながら、保育人材の不足が慢性化しており、安定的で質の高い保育サービスを提供するためには保育士の確保が喫緊の課題であり、賃金の改善だけでなく業務負担の軽減、労働環境の改善など、更なる処遇改善が急務となっている。

このような状況の中、国においては、令和3年度から令和6年度末までの4年間で約14万人の受け皿を整備し、できるだけ早く待機児童の解消を目指す「新子育て安心プラン」を策定し、市町の取組に対する支援を行っていただいているところであり、保育行政の実施主体である市町においては、更なる取組が求められている。

ついては、次の事項を重点として積極的な推進を図られるとともに、保育人材を確保するために地方自治体が実施する事業に対し、積極的な支援を願いたい。

- (1) 保育士に対する処遇改善等における県独自施策の実施
とりわけ滋賀県保育士修学資金貸付事業の要件緩和
- (2) 保育園等の低年齢児（0～2歳）における保育士配置基準について、急務の暫定措置として、地域型保育事業の家庭的保育事業等と同様に、家庭的保育補助者の配置で保育可能となるよう基準緩和の国への働きかけおよび低年齢児保育保育士等特別配置事業の補助率拡充と継続実施

- (3) 魅力ある職場としてのイメージアップおよび子育てのモラルハザード防止に向けた措置
- (4) 将来に亘る安定的かつ恒久的な財源の確保および保育人材の養成と確保にかかる支援、保育に対するニーズの多様化・複雑化にかかる負担の軽減に向けた対応等の更なる充実
- (5) 離乳食提供やアレルギー児の増加に伴い、給食調理員等の加配が必要となっていることから、公定価格上の配置基準見直しを国に要望するとともに、制度完成までの間は県による財政支援を図られたい。

2. 福祉医療費助成制度の継続と充実について

少子化対策・福祉支援対策の推進を図るため重要と考えられる福祉医療費助成制度については、令和5年度以降も現行制度の維持はもとより、県制度全般の見直しと更なる制度充実に向けて取り組まれたい。

また、障がい福祉医療制度の所得制限を特別障害者手当の所得制限と同等程度に見直すとともに、精神障がいのある方については、自立支援医療に定められた指定の医療機関の通院のみが制度の対象とされているなどの格差があることから、障がい種別を問わず、障がいのある方が平等の医療サービスを安心して受けることができるよう、制度充実を図られたい。

3. 地域課題に即応した民生委員・児童委員のあり方の見直しについて

民生委員・児童委員は、住民の立場に立ち、社会情勢の変化に応じた様々な活動に強い使命感を持って取り組んでいる。近年は、核家族化の進行、少子高齢化の急速な進展、子ども・高齢者・障がい者等に対する虐待への対応など、活動の分野が幅広く複雑化している現状にあり、民生委員・児童委員に対する期待も大きなものになっており、現行制度で存続することが難しくなるとともに、人選においても大変苦慮いただいている。

については、こうした現状に鑑み、次の事項について制度改正を含めた見直しが図られるよう、国へ働きかけられるとともに、県においても特段の配慮を願いたい。

- (1) 民生委員・児童委員の身分および選任方法の見直し
- (2) 民生委員・児童委員および主任児童委員の年齢要件の撤廃
- (3) 広範な担当地区など地域の実情に応じた民生委員・児童委員の定数増
- (4) 民生委員・児童委員活動費の定数人数分の支援

4. 子育て支援の体系的整備について

家庭・地域・労働形態の変化に伴う子育て環境の多様な変化に対応し、地域に密着した子育て支援を行うため、特に次の事項について財政援助を含む総合的な支援策を講じられたい。

- (1) 小中学生にかかる医療費の助成制度が都道府県間、市町村間で格差が生じている状況を把握され、対象者の年齢を中学校3年生まで拡大されるとともに、これにかかる過度な負担がかからないよう、地域の小児医療体制の充実を図られたい。

- (2) 人口減少に歯止めをかけるためには、子育て世代が3人目以降の出産をためらうことのないよう多子世帯への経済的支援の継続を国へ要望するとともに、滋賀県多子世帯子育て応援事業の継続と所得制限の撤廃等による制度拡充を図られたい。
- (3) 放課後児童支援員の人材確保と資質向上を図るため、放課後児童健全育成事業の運営費補助基準額について、月額支援員2人を想定した積算基準とされたい。
また、県が実施されている認定資格研修を毎年継続して実施するとともに、受講定員の更なる拡充を図り、計画的に開催されたい。
あわせて、放課後児童支援員の処遇改善を図り、安定した雇用が確保できるよう国へ財政支援を要望されたい。
- (4) 児童自立支援施設および児童養護施設の居住施設の充実や、配置職員等の拡充などを講じられたい。
- (5) 県内自治体間で保育の質が一定担保されるよう、現行の地域区分より生じる公定価格の差額分に対する財政支援および同一地域内における地域区分の統一について国へ強く働きかけられたい。
- (6) 放課後児童クラブの安定した運営とひとり親家庭の経済的な負担の軽減を図るため、ひとり親家庭の保育料減免に対する支援を子ども・子育て支援交付金の放課後児童健全育成事業の基準として創設することを国へ要望されたい。

5. 子ども・若者等への支援および子どもの貧困

対策を進めて行くための財政支援について

市町において、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者への支援および子どもの貧困対策が十分に行えるよう、県においても新たな補助制度の創設等による財政支援を願いたい。

- (1) 市町が行うニート・ひきこもり等社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者への支援に関して、『子ども・若者総合相談センター』の設置や運営の機能強化を図るための人件費や委託料などの経費、包括的かつ継続的に支援するための『子ども・若者支援地域協議会』の運営にかかる経費、生きづらさのある若者への地域での居場所(サロン)の設置運営にかかる経費および民間の指定支援機関への委託にかかる経費に関して、新たな補助制度等の創設を国に働きかけるとともに、県においても財政支援を行うための新たな補助制度等を創設されたい。
- (2) 県において推進されている「淡海子ども・若者プラン」に合致する『子どもの貧困対策』に関する市町の施策や取組に対して補助制度の創設等、財政的な支援を図られたい。
特に貧困などの困難を有する子どもも利用できる地域の居場所となっている「子ども食堂」や「フリースペース」が維持・拡充されるよう、支援制度の創設を図られたい。

6. 予防接種法に基づく定期接種の拡大に伴う 財政支援について

ここ数年来、新しいワクチンが定期予防接種化され、これまでの定期予防接種を含め多額の経費を要している。財源については現在地方交付税措置となっているが、国民の健康や命を守る目的である予防接種事業については、国の責任において実施すべきものであることから、次の事項について明確かつ恒久的な財源措置の創設が図られるよう国に働きかけられるとともに、県としても支援願いたい。

- (1) 各種ワクチンの安定供給対策を十分に講じることや、新たな定期予防接種開始時には、同年齢の子どもが公平に予防接種を受けられるよう、年度当初からの実施についても国に働きかけられたい。

- (2) 現在任意接種であるおたふくかぜについて、その有効性および安全性を検証したうえで早急に予防接種法に基づく定期接種となるよう、国に対して積極的に働きかけられたい。
- (3) 小児白血病の臍帯血移植や骨髄移植等により定期予防接種の再接種が必要となった場合、保護者の経済的負担を軽減するよう、県単独の助成制度の創設を図られたい。
- (4) 今年度から開始された子宮頸がんワクチンのキャッチアップ接種と自己負担による接種を受けた者に対する償還払いについては、財源措置が行われるよう国に働きかけられたい。

7. 介護保険制度の円滑な運営にかかる支援について

介護保険制度が社会保障制度として、国の責任において長期的に安定した運営が行われるよう、次の事項について国へ働きかけられたい。

- (1) 現行の財政調整交付金で行われている介護給付費に対する5%基準分の配分は、市町村間の格差が大きいことから、その是正策として2.5%分を基本分として配分し、残りの2.5%内で現在の算定方法を用いた配分とし、現行制度より緩やかな傾斜配分となるよう、国への働きかけについて特段の配慮を願いたい。
- (2) 第1号被保険者の保険料について、保険者ごとに規定している減免制度や、個人および世帯員の所得に応じた世帯概念による賦課方法を改め、個人の所得や収入による個人賦課の方式等より公平な保険料設定となるよう見直されたい。

また、介護報酬の地域加算率について、近隣市町との格差が大きいことから、地域間でのサービス格差に繋がることのないよう、適正な運用を図られたい。

8. 福祉・介護職場の人材確保・拡充について

福祉・介護人材について一定の処遇改善がなされてきているが、福祉・介護の現場は「きつい」「賃金が安い」といったマイナスイメージがあると指摘されており、人材の確保や定着が進まない一因となっている。

在宅療養にかかる医療・介護の充実を推進し、地域包括ケアシステムの構築を進めていくうえで、福祉・介護人材を確保する機会の増加、介護現場の負担軽減による定着推進、人材不足の中でも質の向上を図ることができる育成体制の充実は、一層の推進が必要である。

こうした状況を踏まえ、県におかれては次の事項について特段の配慮を願いたい。

- (1) 介護職が魅力ある職業となり、人材確保、定着が進むよう、市町が取り組む人材確保事業に対する補助事業の継続を願うとともに、効果的な事業内容を提示いただきたい。

また、介護職への定着と将来的なキャリアパスに向けた支援を行うことを目的に、新たに介護職を目指す人材を対象とした介護職員初任者研修受講助成事業を県が事業主体となり実施されたい。

- (2) 昨今の介護人材の不足等による影響から、事業所内での事故や従事者による虐待など、サービスの質の低下が危惧されることから、広域での人材確保策の推進を願いたい。

また、介護サービス事業所の指定・指導監督について、県からの十分な情報提供や積極的な指導、技術的助言を願いたい。

- (3) 介護人材確保・拡充のため、市町の創意工夫により独自に行う介護・福祉分野に従事する者への補助制度支援などの取組に対し、柔軟に充てることができるよう補助制度の見直しを図られたい。
- (4) 介護・福祉人材の確保については、慢性的な人手不足や処遇改善が問題となっていることから、コロナ禍、アフターコロナを見据え、働き手の処遇改善をしっかりと進め、未経験者の育成や、介護・福祉現場への受け入れ強化に向け支援願いたい。

9. 地域生活支援事業の補助額の適正化について

地域生活支援事業は、利用者のニーズや地域の特性に応じて柔軟に事業を実施することで障がいのある人の福祉の増進を図ることが目的であることから、当事業が円滑に実施できるよう財源を確保するとともに、次の事項について特段の配慮を願いたい。

- (1) 実施要綱に基づき、国が100分の50の補助額を確保し、地方財政への超過負担が生じることのないよう、国に働きかけられたい。
- (2) 県におかれては、国の予算の減額に関わらず、実施要綱に基づき100分の25の予算の総額を確保されたい。
- (3) 総事業費の実績に基づく補助金の配分を願いたい。特に障がい者の自立と社会参加に必要不可欠な「移動支援事業」の手厚い補助の検討を国に働きかけられたい。

10. 障がい者（児）福祉の充実について

障がい者（児）の生活支援対策の充実強化のため、次の事項について県の責務に基づく支援策を講じられるとともに、関係機関への積極的な働きかけについて特段の配慮を願いたい。

- (1) 重症心身障がい者（児）に対し、地域での暮らしを選択できる基盤づくりが強く求められており、日中活動および住まいの場の支援現場において、適切な支援を実施するために独自に手厚い人員配置がされていることから、国において報酬基準や人員配置の改定などの改善策が講じられたものの十分ではない。

については、県と市町の協働事業である滋賀県重度障害者地域包括支援事業において、新たに主に重症心身障がい者を受け入れる生活介護事業所に対する送迎支援補助の実施や医療的ケアが必要な障がい者（児）の介護者が一時的に介護を行うことができない場合において必要な医療型短期入所の整備を推進するなど見直しが図られたが、それでも十分とは言い切れない。引き続き市町や事業所、利用者の意向を十分反映した支援の充実を図るとともに、市町の財政的な負担が重くならないよう制度の検討をされたい。

- (2) 自傷、他傷、物壊し等強度行動障がいのある者については、個別支援等の手厚い支援が必要であるが、圏域内の施設では受け入れが極めて困難な状況にあり、入所先や通所先の確保に苦慮している。特に、事業者には慢性的な人員不足のため、調整制限が行われている場合があり、緊急に職員を確保するための支援を講じられたい。

また、強度行動障がいのある者の支援のために、県においては、ソフト面での支援策の拡充はもとより、先ず圏域内に受入れ可能施設を整備されるとともに、施設整備補助の拡充、広域的な入所調整等、やむなく県外施設への入所や入居とならないよう、必要な方策を講じられたい。

- (3) たんの吸引や経管栄養、人工呼吸等の医療ケアが必要な児童生徒が安全に安心してスクールバスを利用して通学

でき、保護者も安心して任せられる通学支援体制の整備を早期に図るとともに、恒久的な施策の検討を教育委員会に働きかけられたい。

- (4) 身体障がい者や知的障がい者と同様に、精神障がい者にも有料道路割引、旅客鉄道株式会社等の旅客運賃の割引、バス運賃の割引、船舶旅客運賃の割引など、公共交通機関の割引制度が適用されるよう、関係機関への働きかけを願いたい。
- (5) 重症心身障がい者（児）のケアを行う医師・看護師をはじめとした人材確保について、即効性のある対策を講じていただくとともに、国への積極的な働きかけを願いたい。
- (6) 重症心身障がい者（児）の緊急時の受入れや家族のレスパイト希望に対応できるグループホームの整備促進につながる施策を講じられたい。
- (7) 民間心身障害児者社会福祉施設整備費補助金について、国の予算額が大幅に削減されたことに伴い、滋賀県における当該補助金の採択件数も大幅に減少し、各市町において計画どおりに整備が進まない状況となっていることから、国に対し当該補助金の拡充について強く働きかけられたい。
- (8) 高齢社会の中、共生型サービスへの新規参入の促進が必要であることから、県においても手続きの簡素化、人材確保策などの支援策および対象となるサービスの拡充を図られたい。 [新 規]

11. 積極的な医師・看護師確保対策の実施 について

全国的に小児科、産婦人科、麻酔科等リスクの高い診療科を中心に医師不足が深刻化しているとともに、都会志向が強い臨床研修医の確保にも大変苦慮している。本県においても依然として自治体病院等における医師および看護師の数が大幅に不足し、地域偏在が生じていることに加え、発達障害や思春期特有の精神疾患を診察できる小児発達・小児精神の専門医が不足していることから医師・看護師確保のため、次の事項について国に対して働きかけるとともに、県においても特段の配慮を願いたい。

- (1) 地域における医療偏在を解消し、地域の実情に応じた柔軟な医療体制が構築できるよう、拠点病院から地域へ医師を派遣する仕組みの構築など必要な対策を緊急に講じるとともに、十分な財政措置を講じられたい。
- (2) 医師・看護師不足や診療所偏在を解消するため、住宅整備、労働・就業環境の改善に向けた支援策を講じられたい。
- (3) 離島振興対策実施地域における地域の特殊事情に鑑み、沖島において、住民が安心して暮らせる地域医療体制が図れるよう、現在の滋賀県離島振興計画（平成25年度～令和4年度）の終了後も次期計画の策定において、平成28年度からの「沖島健康支援事業（看護師常駐による健康相談や実態把握、緊急時の対応）」の継続実施と島民の最優先事項である医療体制の確保を位置づけ、実施に必要な予算確保を図られたい。

また、沖島は、県保健医療計画（県医師確保計画）に基づく医師少数区域と同様に扱うべき医師少数スポットと位置づけられていることから、沖島への医師派遣や巡回診療を行う医療機関について、湖北や湖西地域同様、県として主体的な実施と必要な確保を図られたい。

(4) 滋賀県におかれては、平成24年9月に滋賀医科大学と連携して「滋賀県医師キャリアサポートセンター」を開設され、医師の県内定着と地域偏在の解消に向けた総合的な医師確保対策の推進を図られており、平成26年度からは、医師の求人・求職に関し、無料職業紹介事業を行う「滋賀ドクターバンク」を設置され、県内病院への就業を促進されている。

また、滋賀県職員として採用している自治医科大学卒業医師の県内各医療機関への派遣調整も実施されている。

しかしながら、現状においては、依然として勤務医不足が恒常的に発生し、診療制限を余儀なくされている診療科が存在していることから、不足する診療科に従事する勤務医の養成および地域医療の現場に対し安定的かつ確実に医師を派遣する取組の更なる充実を図られたい。

さらに、医学生への修学資金の貸付に当たっては、卒業後の一定期間、県が指定する病院への就業を義務付けることにより、県内病院への配置調整を実施されているが、修学資金の貸付事業は県内の医師を増やしていくためには有効な策であることから一層の充実を図られたい。

12. 自治体が行う公立病院の運営に配慮した財政支援について

自治体が運営する病院は、市民だけでなく、他市町にわたる広範囲な地域住民の生命と健康を守るため、救急等の不採算部門を担っている公的医療機関として存在している。そのような中で、病院を持つ自治体の財政負担は非常に大きく、積極的な市の財政支援なくして健全経営を維持していくことが難しい状況となっている。

このような現状から、地域に必要な医療を継続して確保するため、地方交付税の措置率や補正の適用について所要の見直しを行うな

ど、自治体が運営する公立病院の運営に配慮した地方財政措置をさらに拡充するよう、国に対して強く要望されたい。

また、次期報酬改定に向けて、救急医療、周産期医療、へき地医療などの部門における評価をさらに充実させ、地域の実情を踏まえたものとなるよう、あわせて国に働きかけられるとともに、県独自の財政支援を引き続き講じられたい。

13. ノンステップバスの導入促進について

「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に定める整備目標（ノンステップバスについては導入率80%）を達成させるため、バス事業者に対してノンステップバスの導入促進を積極的に働きかけるとともに、滋賀県基本構想で示されている「高齢者や障害者をはじめ、誰もが働き、活躍できる社会づくり」の施策を推進させる観点からも、県独自の財政支援措置を再開されたい。

14. 後期高齢者医療の安定化に向けた支援 について

後期高齢者医療制度について、高齢者に過度の負担を強いることなく持続可能で健全な運営が確保できるよう、次の事項について積極的に取り組まれたたい。

- (1) 令和5年に予定されている標準システムのシステム更新に伴い、新たに必要となるネットワーク構築費用および各広域連合における外付けシステムのカスタマイズ費用等について、全額国の財政支援の対象にするよう国に働きかけられたい。 [新規]

- (2) 将来的な制度の持続可能性を高めるために、財政安定化基金を保険料の増加抑制に活用できる仕組みを継続し、高齢者にとって急激な負担増とならない対策を講じるよう国に働きかけられたい。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等にかかる後期高齢者医療保険料の減免に対する財政支援に関し、令和3年度は減免に要した費用の全額が財政支援の対象となっていたが、令和4年度は財政支援の対象が縮小されたことから、令和3年度と同様に減免に要した費用の全額を財政支援の対象とするよう国に働きかけられたい。
- また、仮に国の支援が縮小された場合は、県からの支援を願いたい。
- (4) 令和4年10月に施行予定の後期高齢者の窓口負担割合の見直しに当たり制度改正に伴う職員人件費をはじめとする諸経費について、全額を国の財政支援の対象にするよう国に働きかけられたい。
- (5) 後期高齢者の健康診査の自己負担分を除く費用については、国・市町・保険料で基準単価の3分の1ずつを負担することとなっているが、国が定める基準単価が健康診査の費用より低いため、差額分については保険料に上乗せとなっている。
- については、国庫補助率の引き上げを行うとともに実態に応じた基準単価にするなど、十分な財政措置を講じるよう国に働きかけられたい。
- (6) 滋賀県後期高齢者医療広域連合への人的支援については1名の派遣支援を継続されたい。

15. 国民健康保険制度について

1. 国民皆保険を支える最後の砦である国民健康保険制度を維持するため、国民健康保険への財政基盤の充実・強化を図る措置として、次の事項について国の責任と負担において早期に実現されるよう強く働きかけられたい。

(1) 療養給付費等に対する国庫負担率の引き上げを実施されたい。

(2) 市町村単独事業による福祉医療費助成制度の実施に伴う療養給付費負担金および普通調整交付金の減額措置について、平成30年度からは未就学児までの医療費波及増分について除外されることとなったが、本来国が果たすべき少子化対策や社会的弱者へのセーフティネットに対する地方自治体の努力を阻害するものであることから、すべての対象年齢ならびにすべての補助制度について減額措置を撤廃されたい。

(3) 特定健診・特定保健指導にかかる経費について、対象経費の実支出額と基準額の少ない方の額に補助率(1/3)を乗じた額が国・県から交付されているが、実支出額に対して基準額が大幅に低く設定されていることから、実支出額に見合った基準単価に引き上げるよう国に要望されたい。

特に、コロナ禍における特定健診・特定保健指導のあり方については、厚生労働省からも指針が示されているところであるが、感染対策に要する経費等、市町の負担が増大している実情を鑑み、県としても単価の増額について積極的に要望されたい。

(4) 国民健康保険被保険者の高齢化が進み、所得水準の低い被保険者が多い中で、保険料(税)の算定方法における「均等割」によって子どもが多いほど保険料(税)が高くなり、子育て世帯の負担となっていることから、子どもの均等割軽減措置の拡充と軽減分の財政支援について、国に要望されたい。

(5) 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等にかかる国民健康保険料（税）の減免に対する財政支援に関し、令和3年度は減免に要した費用の全額が財政支援の対象となっていたが、令和4年度は財政支援の対象が縮小されたことから、令和3年度と同様に減免に要した費用の全額を財政支援の対象とするよう国に働きかけられたい。

また、仮に国の支援が縮小された場合は、県からの支援を願いたい。

2. 平成30年度から施行された国民健康保険制度改革に伴い、県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等、国保運営に中心的な役割を担い、制度の安定化を図る中で、次の事項について特段の配慮を願いたい。

(1) 県内の保険料水準が統一されるまでは、経過措置を設けるなど被保険者への影響に十分配慮したうえで、被保険者の負担の公平を図るため、県内のどこに住んでいても、同じ所得、同じ世帯構成であれば同じ保険料となる保険料水準の統一を実現されたい。

(2) 県が各市町国保の財政運営の責任主体であることを認識のうえ、地方単独事業の福祉医療費助成を実施していることに伴う医療費の波及増分のうち、県事業における減額措置分については、減額分（32%）の2分の1が県補助金（保険給付対策費補助金）として市町に交付されているが、県内の保険料を統一するため、県事業の福祉医療費助成によって生じた医療費波及増分の全額を交付対象とされたい。

あわせて、保険給付対策費補助金については、市町の一般会計繰入とも密接に関係してくるものであり、当該補助金にかかる議論の遅滞が繰入基準統一における阻害要因の一つとなっていることから、令和6年度以降できるだけ早い時期での保険料統一に向け、当該補助金を増額されたい。

16. 新生児聴覚検査事業について

新生児聴覚検査の確実な実施を国の責任において推進するためにも、全額国費での財源確保とするとともに、交付税算定だけではなく直接交付されるよう国に働きかけられたい。

17. 人工内耳用音声信号処理装置の機種交換への支援について

人工内耳用音声信号処理装置の機種交換について、補聴器と同様に障害者総合支援法における補装具支給制度の対象種目に追加するよう、県を通じて国へ要望されるとともに、県内統一の支援制度を創設されたい。

18. 重層的支援体制構築に向けた支援について

地域共生社会実現のため、社会福祉法等の一部が改正され、包括的な支援体制の整備を行う新たな市町村事業（重層的支援体制整備事業）が創設され、令和3年4月1日から施行された。

については、重層的支援体制整備事業交付金における分野別の既存事業にかかる国・県の負担割合の拡大および市町の負担割合の軽減を図るとともに、県内市町の情報共有の場づくりや研修会の開催、アドバイザー派遣等の専門的助言、市町職員や専門職等の人材育成、住民向けのセミナーやシンポジウム等の開催など、県としての支援を願いたい。

19. 水道施設の改築更新について

水道施設の更新事業の安定的かつ継続的な推進のため、交付対象の拡充および交付率の引き上げや比較的耐用年数の短い設備更新などの事業に対する国庫補助金制度の拡充、必要な予算枠の確保、老朽管の撤去事業費に対する財政支援制度の創設などを国に強く働きかけられたい。

〔新 規〕

20. 建築資材の高騰を踏まえた社会福祉施設等への支援について

各市において社会福祉施設等（介護施設・障がい者施設）の計画的な整備を進める中、コロナ禍の長期化に加え、海外情勢の影響により建築資材が急激に高騰している。

このことにより、事業者負担が急増し資金計画の見直しを余儀なくされていることから、基準単価の見直しなど必要な措置を図られるよう継続的に国に働きかけられたい。

〔新 規〕

商工観光労働部

1. 日本遺産関連事業の更なる魅力発信および 団体観光誘客にかかる支援措置について

日本遺産に指定された「琵琶湖とその水辺景観～祈りと暮らしの水遺産～」、「忍びの里 伊賀・甲賀～リアル忍者を求めて～」、「きっと恋する六古窯～日本生まれ日本育ちのやきもの産地～」が令和2年度以降は、国の文化芸術振興費補助金（日本遺産発信推進事業）の対象外となったことから、県内全ての日本遺産を対象とした支援制度を創設されたい。

また、滋賀県民の県内観光を支援する「今こそ滋賀を旅しよう！」事業等により個人旅行は回復基調にあるものの、団体旅行については回復の兆しは見えない状況であり、大型バスを受け入れていた観光事業者は閉店等により、少数となっている。アフターコロナにおいて、県内で受け入れ対応できる観光事業者がなければ、大きな損失となることから、観光団体バスへの補助制度等の支援を実施されるとともに、団体旅行を継続して受け入れ対応でき、観光産業の活性化や事業継続支援につながるよう、他県に遅れをとることなく、県全体で観光団体バスの誘客に取り組むとともに、日本遺産を活用した誘客推進事業に対する県の財政支援を願いたい。

2. 広域観光事業の推進について

滋賀県内唯一の新幹線停車駅である米原駅を「滋賀の東のゲートウェイ」として位置付け、米原駅を起点・終点とした広域周遊観光の促進を図ることで、滋賀を訪れる旅行者の新たな人の流れをつくり、圏域への賑わいの創出と経済効果の向上が期待できる。

については、広域観光情報の発信機能強化や二次交通対策などの周

遊環境の充実に向けた取組に対し、県の主体的な取組と、まいばら駅広域観光交流圏コンソーシアムに対する積極的かつ継続的な支援をお願いしたい。

3. 「滋賀県」の認知度向上に向けた取組について

県内への観光誘客や物産品の販売拡大、新たなサービスの創造による県域の活性化に向け、滋賀ブランドの確立や情報発信など、国内外における「滋賀県」の認知度向上を図るための取組について、重点的に推進するとともに、部局を横断した全庁的な体制で取り組まれない。

特に、近江米・近江牛・甲賀忍者・信楽焼・近江の地酒・近江の茶について、広く県民に普及・利用促進を図るため、普及啓発事業を実施されたい。

また、世界における日本食ブームにより、市と連携した中で県海外販路開拓事業を展開され、海外での普及に努めていただきたい。

4. 多文化共生社会の実現に向けた諸施策の実施について

多文化共生社会の実現に向けて、次の諸施策の実施について積極的な措置が講じられるよう、国に対して働きかけられるとともに、県の重要施策として推進されたい。

- (1) 県内共通の行政情報については、県において多言語化ややさしい日本語を用いた公文書に書き換えを行うとともに、迅速かつ的確に周知されたい。

- (2) 安定した就労のために国や企業と連携し、県内での外国語による職業訓練の更なる充実を図るとともに、外国語による技能資格試験の受験を促進し、就労につながる日本語教室など実効性のある就労支援を実施されたい。

また、日本語指導者の雇用と安定就労について取り組まされたい。

[再 掲]

5. 県立高校における職業系学科系列の充実について

人口減少社会が進む中、「ものづくり企業」が多く立地する本県においては、かねてより製造業従事者の確保が喫緊の課題となっていることから、より幅広く地域に貢献できる人材を育成するため、県立高校に工業系学科等の職業系学科系列の増設を願いたい。

また、工業デザインやITを活用した学習など、魅力的で就職を見据えた学科を創設されたい。

[再 掲]

6. ビワイチの推進について

「ビワイチ」の県内における機運の高まりを踏まえ、「ビワイチ」が更なる県内全域の経済活動を生み、観光振興に繋がるには、県が主体的に県内市町と連携を進めるとともに、民間企業等との連携を深めた取組をさらに進める必要があることから、次の事項について特段の配慮を願いたい。

- (1) 「琵琶湖保全再生施策に関する計画」における「観光、交通その他の産業に関する事項」としてあげているエコツーリズムの推進、琵琶湖の特性を活かした観光振興および湖上交通の活性化に主体的に取り組まされたい。

特に、琵琶湖一周サイクリング「ビワイチ」については、令和元年11月にナショナルサイクルルートに指定され、米原駅がゲートウェイと位置付けられたことから、国内外へ積極的にPRするとともに、サイクルトレインやビワイチプラスなど湖岸から地域への波及効果を生み出す官民一体となった展開により地域経済の活性化に繋がるよう県として積極的に取り組んでいただきたい。

- (2) 琵琶湖一周サイクリング「ビワイチ」の普及・促進を図るため、自転車が安全・安心に走行できるよう県道の更なる整備促進と合わせ、自転車保険制度の周知徹底を図られたい。

7. 地域女性活躍推進交付金の継続について

女性の就業率の向上などは、短期で成果の得られるものではなく、一定の成果が表れるまでは積極的な取組が必要である。

また、女性活躍推進のためには、家庭や地域における男女共同参画が切り離すことができないものであることから、国に対して交付金の継続や交付金対象事業の拡大、要件の緩和を働きかけられたい。

8. 産業用地の確保と優遇制度の充実に向けた取組について

滋賀の成長を支える多様な産業と雇用を創出するため、県外企業の新規立地や県内企業の既存拠点の高度化・集積化、企業の重要な拠点となる研究施設やマザー工場の誘致も可能な魅力ある産業用地の確保、さらには、隣接府県と同程度の優遇制度となるような企業立地助成金等の拡充について特段の配慮を願いたい。

- (1) 市街化区域への編入や用途地域の変更および農用区域内の除外等の手続き等、土地利用や開発にかかる諸制度の弾力的な運用

- (2) モデルケースとなる産業用地を確保する県の主体的な取組の推進と、隣接府県と同程度の優遇制度となるよう企業立地助成金等の拡充
- (3) 市町の産業拠点の整備に必要となる、道路・下水道・工業用水道等のインフラ整備費用にかかる県の応分の負担

9. 地方創生における「地方版総合戦略」の推進 と人口減少対策について

地方創生と人口減少の克服を総合的に推進するに当たり、次の事項について総合的な支援を願いたい。

- (1) 中小企業の多くで若い世代の人材確保が喫緊の課題となっている。また、県内の大学に進学した新卒者の多くが就職時に県外へ流出していることから、定住・移住の推進および中小企業の人材確保支援策として、新卒者の県内中小企業への就職を対象とした奨学金返還支援制度を創設するなど、県内に在学する学生の県内就職率の向上と、県外学生が県内企業に就職する新しい人の流れをつくる効果的な施策を構築されたい。
- (2) 平成29年度に開設された首都圏情報発信拠点「ここ滋賀」で、令和元年度から開始された市町等協働フェアを引き続き実施していただき、さらに地元企業が県外企業と商談を行ったり、人材確保のため、Iターン・Uターン希望者に求人情報を提供できるよう、門戸を広げ、利用しやすい運用体制の整備を行い、新たな都市部から滋賀県への魅力的な人材、仕事の流れを生み出す仕組みづくりを願いたい。

〔再 掲〕

農政水産部

1. 世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策の 広域組織化支援について

「世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策」については、県内で広域組織化を積極的に推進する必要があることから、各市町が取り組みやすいよう広域組織化した場合のメリット措置の拡大、運営事務費の補助制度の拡充および施設の長寿命化工事における事業要件の見直しについて検討願いたい。

また、広域組織の運営事務費に推進交付金が充てられるよう国に対して働きかけられたい。

2. 農林水産業施策および農山漁村整備に関する 各種補助事業への支援について

経営の安定化や生産性の向上および地域の安全対策が確実に推進できるよう、次の事項について、国への働きかけに加え、県独自の積極的な施策展開に取り組みたい。

- (1) 農業施策および農村整備に関する各種補助事業に対する国の補助金確保および大規模農家でなくても補助が受けられるよう採択条件緩和について、国に対して働きかけられたい。
- (2) 農業機械を導入するための各種支援制度における要件について、人農地プランへの中心経営体等の位置づけが要件とされているが、地域の事情により人農地プランの策定が進まない集落も存在していることから、地区内受益面積の要件等の緩和や、未策定であっても経営面積が一定以上の

ものであれば対象とする等の要件緩和について、国に対して働きかけられたい。

- (3) 農業が若者にとって選択されうる産業となるよう、農業の所得水準の確保・向上に向け国に対して働きかけられるとともに、県においても特段の配慮を願いたい。
- (4) 6次産業化を推進するには、他の地域との差別化を図るため、地域農産物の開発が必要であることから、特産品開発に伴う市町への財政・人的支援および滋賀県独自の高付加価値農産物の品種開発に取り組まれない。
また、6次産業化に新たに組み込む農業者等に対する支援策の創設を国に対して要望するとともに、国庫補助事業に対する要件緩和や財源拡充についても国へ働きかけられたい。
- (5) 地域に根差した農産物等の直売所が、地域の農林水産物を活用したい生産者を支援するために、加工する機械などを整備するための助成を国に働きかけるとともに、県においても検討願いたい。
- (6) 米作以外の作物栽培を誘導し、畑作物と新規需要米が分離されつつ団地が形成されるためには、集落や隣接する地域内での調整機能が発揮され、ブロックローテーションが維持・活用されることが必要であるため、県において更なる施策の拡充に取り組まれない。
- (7) 現場に応じたきめ細やかな栽培指導により、高品質で高水準な近江米生産を守るとともに、品種ごとの正確な需要量の把握と事前契約等による需給バランスの取れた生産計画を推進し、米価の安定を図られたい。
- (8) 経営所得安定対策と水田フル活用を充実させ、再生可能な地域農業の持続を国に要望されたい。
- (9) 経営所得安定対策推進事業補助金の交付事務は市農業再生協議会が担っているが、近年、追加施策の実施に伴い事務量が増大しているものの、人件費の適正な補助金が確保されていないことから、交付額が適正となるよう国に働きかけられたい。

また、県単独で施策を実施される場合においては、事務
量に見合う人件費について、適正な補助金額の交付を願
いたい。 [新 規]

- (10) 県においては野菜を戦略作物の一つと位置付けられてい
るが、推進策が十分とは言えないことから、園芸作物の作
付けを推進し、農家が取り組みやすい支援制度の充実を図
るとともに、技術指導・産地化に向けた流通・販売に対す
る支援、植付けや収穫など省力化のための生産機械導入促
進の補助制度を創設されたい。

また、しがの園芸産地スケールアップ促進事業の採択要
件の緩和と事務手続きの簡素化を願いたい。

- (11) 気象災害等による被害を受けた農業施設等の復旧等につ
いて国が助成を行う「強い農業・担い手づくり総合支援交
付金（被災農業者支援型、地域担い手育成支援タイプ）」に
ついては、金融機関等からの融資又は地方公共団体による
予算の上乗せ措置による支援を受けていることが要件とさ
れることから、国の事業が発動された際に迅速に支援が行
えるよう、県においても当該事業への予算措置を検討願
いたい。
- (12) 農業の担い手不足や高齢化、技術の継承などの課題を解
決する手段の一つとして、スマート農業の実証と普及を推
進するとともに、導入にかかる補助制度の創設やICTの
開発・普及などの取組への支援制度を新たに創設されたい。

3. 農業振興地域整備計画農用地利用計画の見直しについて

地方分権による権限委譲が進む中で、基礎自治体の自己責任による効率的な財政運営を行い、「活気に満ちた魅力あるまちづくり」を進め、市民に対し安全で安心な行政サービスを提供することが基礎自治体の責務である。

時代の変化に即応した基礎自治体の基礎体力は、土地利用を活かしたまちづくりが基本となるため、その特性を活かした土地利用を実現するために次の事項について、国に対して働きかけるとともに、県としても柔軟な対応を願いたい。

(1) 農業振興地域整備計画農用地利用計画の見直しについて、「市町村の農用区域の設定・変更にかかる知事の同意を不要とすること」として取りまとめられた地方六団体の意見を十分尊重し、必ず実施するよう国へ働きかけられたい。

(2) 農業用排水施設の単純更新事業は、機能の現状維持のための事業であって、農業の生産性を今以上に向上させるものではないと解せられるため、土地改良事業完了後8年未経過の対象から除外することや、市街化調整区域において農用区域の除外ができるよう、国のガイドラインの見直しを国へ働きかけられたい。

また、農業用排水施設の単純更新事業については、「農業の生産性の向上に資する」と考える理由について明示されたい。

4. ため池の保全整備に対する支援について

農業用ため池の管理および保全に関する法律（いわゆる「ため池管理保全法」）および防災重点農業用ため池にかかる防災工事等の推進に関する特別措置法（いわゆる「ため池工事特措法」）によるため池の安全管理（耐震調査、補強工事）にかかる費用に対する国庫補助制度の補助率拡充や、継続的な財政支援策について国に対して強く働きかけられるとともに、県においても次の事項について特段の配慮を願いたい。

- (1) 県費による追加の財政支援策や県営事業としての実施を含めた工事発注などの農業土木技術支援策の創設を願いたい。
- (2) 農業用に供する役割を終えた旧農業用ため池の機能廃止を促進するための国・県補助制度の拡充・継続や県営による実施を願うとともに、下流水路の整備等、適正管理のための保全活動にかかわる支援策の創設を願いたい。
- (3) 予定管理者が任意団体である農業用ため池についても、推進計画に基づき、県営事業に該当するものは、県での事業実施を願いたい。
- (4) 滋賀県防災重点農業用ため池にかかる防災工事等推進計画（いわゆる「推進計画」）による市町と県の役割分担では、市町の人的、財政的負担が大きいため見直しを願うとともに、事業計画の策定にあたっては、計画段階から積極的な支援と確実に県営事業として対策を実施願いたい。

〔新 規〕

5. 農事用電力料金に対する支援について

農事用電力料金はこれまでから高止まり傾向にあったが、さらに世界情勢の緊迫化による燃料価格の高騰に伴い急激に増嵩しており、土地改良区を取り巻く環境は厳しさを増していることから、料金支援について特段の配慮を願うとともに、農家負担軽減のための財政支援を国に対して要請されたい。

6. 農業水利施設の保全整備に対する支援について

農業を支える水利施設の老朽化の進行により、近年、管漏水など突発的事故が多発していることから、アセットマネジメントの実施方針（基幹から末端に至るすべての農業水利施設の保全管理を推進）に基づく施設の保全更新に当たり、次の事項について対応されたい。

- (1) 関係市町や末端水利施設を管理する土地改良区との十分な協議・調整
- (2) 老朽化が進展する農業水利施設の適切な保全管理や整備に向けた県の技術支援と財政的支援および県単独小規模土地改良事業の事業採択要件の緩和ならびに国に対する働きかけ
- (3) 「農業基盤整備促進事業」、「農地耕作条件改善事業」等にかかる補助金の予算確保と採択要件の緩和および事業の継続について国への積極的な要望および県費による補助制度の創設
- (4) 国営事業で造成された施設の更新および保全について、県営事業の場合であっても国営事業と同等の補助率となるよう国への働きかけ

7. 鳥獣被害防止対策について

イノシシ、ニホンザル、ニホンジカ、カワウ等による農林水産物被害は依然深刻な状況にあり、獣害を受けた農家の生産意欲の低迷は耕作放棄地の増加に拍車をかけ、更なる獣害の引き金になる悪循環が続いている。

被害集落では、防護柵の設置や追い払い等の防御策を講じてはいるものの、鳥獣個体数の増大は著しいため、農家の経済的負担や高齢化もあって集落の対策も限界に近づいており、営農意欲の低下だけでなく高齢者等の生きがいさえも奪い兼ねない状況にある。

県においては、このような地域の実情を動物愛護団体等に強く訴え、被害防止のための鳥獣捕獲が被害軽減のための有効な手段であることについて理解が得られるよう調整を図り、次の事項について抜本的な被害防止対策を確立されるとともに、国からの鳥獣被害対策への支援について、鳥獣捕獲関連予算の確保を強力に推し進められたい。

- (1) 鳥獣捕獲関連補助事業（イノシシ・ニホンザル・外来獣）の創設および鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業のニホンジカならびにイノシシの「幼獣・成獣」区分にかかる交付単価の統一ならびに被害拡大期に適切な捕獲圧をかけるための時期毎単価の創設
- (2) 捕獲数に制限が設けられているため個体数の調整が困難なニホンザルについて、「滋賀県ニホンザル第二種特定鳥獣保護管理計画（第4次）」の「捕獲可能数」（有害鳥獣捕獲は群れの10%以内、個体数調整事業の実施要件）に増加率を判断要素に加え、加害レベルと防除対策を相関化した指標の設定
- (3) 有害鳥獣駆除業務に携わる猟友会員（捕獲従事者）の育成および確保、ならびに銃猟従事者が減少傾向にある地域における県の広域班（県猟友会）による捕獲の実施
- (4) 大量捕獲が必要な野生獣の有効活用および適正な処理を図るため、県による広域的な処理・処分場の県事務所単位での用地の確保および流通体制の確立

- (5) 費用対効果等の理由から国の補助事業に取り組めない地域の防除対策について、採択要件の緩和、もしくは県費による補助制度の拡充
- (6) カワウ対策について、広域行政を担う県が実施主体となった住民の生活環境被害対策の早急な実施 [新 規]

[再 掲]

8. 「滋賀県」の認知度向上に向けた取組について

県内への観光誘客や物産品の販売拡大、新たなサービスの創造による県域の活性化に向け、滋賀ブランドの確立や情報発信など、国内外における「滋賀県」の認知度向上を図るための取組について、重点的に推進するとともに、部局を横断した全庁的な体制で取り組まれない。

特に、近江米・近江牛・甲賀忍者・信楽焼・近江の地酒・近江の茶について、広く県民に普及・利用促進を図るため、普及啓発事業を実施されたい。

また、世界における日本食ブームにより、市と連携した中で県海外販路開拓事業を展開され、海外での普及に努めていただきたい。

[再 掲]

土 木 交 通 部

1．防災機能を持つ都市公園の施設整備補助金の 新設について

震災に備え、防災機能を持った都市公園の整備に当たり、計画当初より複数年かけて整備を行い、財源については国の社会資本整備総合交付金を見込んでいることから、継続的な予算配分を確保するとともに、あわせて県単独の防災・安全にかかる施設整備補助金の新設を願いたい。

2．公園施設の長寿命化対策と財源の確保 について

国における安全で快適な緑豊かな都市環境の形成を推進し、豊かな国民生活の実現を図ることを事業の目的とされている公園施設長寿命化対策支援事業および都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業について、地方の事情や財政状況に配慮し、必要な財源を確保するとともに、交付対象事業の要件緩和を願いたい。また令和5年度予算編成においては、確実に予算措置をしていただきたい。

あわせて、県独自の都市公園長寿命化支援補助金制度および都市公園安全・安心対策緊急総合支援補助制度を創設されたい。

3. 近江鉄道線の維持存続に対する取組について

全線の維持存続が決定した近江鉄道線は、滋賀県全体の発展にかかる重要な公共交通機関であることから、令和4年度に設立する第三種鉄道事業者の運営等に対し、引き続き強力なリーダーシップを発揮いただきたい。

また、鉄軌道等の維持管理には多額の費用負担が想定されることから、鉄道施策等総合対策事業費補助の補助対象の拡充や補助率の引き上げ、地方自治体が鉄道を運行する際に負担する経常的経費を対象とした、新たな支援制度の創設など、更なる財政支援を国に対して要望されたい。

4. 地域交通の充実確保について

都市基盤の根幹となる総合交通体系の早期整備と県内地域交通の充実確保を図るため、市町の意見を十分に踏まえ、次の事項について国・関係機関に対して継続的な働きかけを願いたい。

- (1) 地域公共交通を支える新たな税制の導入検討に際しての市町に対する積極的な情報提供と意見聴取の実施

[新 規]

- (2) JRおよび地方鉄道の整備促進
 - ア) JR琵琶湖線の複々線化および草津線の複線化
 - イ) 自然災害等発生時における安全ならびに間引き運転等による最低限の移動手段の確保および早期運転再開に向けた復旧体制の充実
 - ウ) 輸送力の強化および列車ダイヤの増強改善
 - エ) 駅舎の新改築、改修およびエレベーター等駅施設のバリアフリー化の整備にかかる滋賀県鉄軌道関連施設整備補助金の予算確保
 - オ) 転落防護柵等の乗客の安全を確保する設備の整備に対する支援

- カ) 交通体系（駅・バスや新たな移動システムの導入・パークアンドライド等）を核としたまちづくりの支援
- キ) JRおよび地方鉄道の駅周辺のまちづくり事業（都市再生整備計画事業等）への支援
- ク) 地方鉄道の利用促進策や来訪者および交流人口増の取組に対する支援
- ケ) （仮称）びわこ京阪奈線建設構想の推進
- (3) 免許返納者・高齢者等に対する交通手段確保策の充実
- (4) 地域住民の日常に密着した地域公共交通に対する支援
 - ア) 自治体が運営を支援する鉄道や地域間幹線および地域内フィーダー系統バス路線に対する財政支援
 - イ) 滋賀県コミュニティバス運行対策費補助金（コミュニティバス・デマンドタクシー）の新規路線、予約・配車システム導入および継続的運営を含む対象の拡充と財政支援

5. 新たな地域交通体系構築等に対する支援について

地域公共ネットワークを担うバス路線については、継続した利用改善やコスト削減の努力にも関わらず、利用者の減少等により毎年経常欠損額が増大しているところである。

こうした中、高齢社会の進展や環境問題の観点からも公共交通の必要性は高まっていることから、免許返納者・高齢者等に対する交通手段確保策の充実を図るとともに、地域公共交通の継続的な維持および活性化を図るため、次の事項について、現行支援制度の拡充を図られたい。

- (1) 「地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金」や「地域間幹線系統確保維持費国庫補助金」と併用できるよう滋賀県コミュニティバス運行対策費補助金交付要綱を改正さ

れるとともに、運行補助金事業の見直しについては市町の意見を聞く機会を十分に設けられたい。

また、同要綱の補助率の改善、コミュニティバス運行費補助金における上限額の撤廃、補助金限度額特例（設定）の撤廃、車両購入補助凍結の解除とあわせて地域公共交通計画の作成について、県独自支援も検討されたい。

- (2) 国におかれては、全国交通系ＩＣカードの相互利用が可能なシステム経費や、公共交通利用者および外国人観光客が安心して利用できる公共交通の環境改善に向けたバスロケーションシステム導入等に要する経費にかかる補助制度を創設されたことから、県におかれても、現行の県補助制度を見直し、国と協調した補助金制度を創設していただきたい。

6. 隣接府県、県内主要地間を結ぶ道路交通ネットワークの整備促進について

滋賀県道路整備アクションプログラムの更新に伴い、地域の意見を反映し、真に必要な次の事項にかかる道路整備について、特段の配慮をもって予算確保を願いたい。

- (1) 長期安定的に道路整備が進められるよう、必要な予算を確保し、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に基づいた補助率等の嵩上げについては、道路舗装補修や道路改良工事などの市民生活に直結する工事についても対象事業とするとともに、補助率等の拡大と新たな財源の創設を検討されるよう強く働きかけられたい。
- (2) 道路局および都市局所管補助金や社会資本整備総合交付金等を活用した道路整備に必要な予算の確保ならびに運用の透明化を図られるとともに、特に供用開始を目前としている事業、完了時期を示されている事業や主要地間を結ぶ

道路事業への重点配分など、事業効果を早期に発揮するため、前倒しによる事業実施を進められたい。

- (3) 今後、広域圏の再編が想定される中、隣接府県と本県を結ぶ重要路線を将来的な広域連携・交流の軸として県が戦略的に位置づけ、重点的に整備促進を図られたい。
- (4) 幹線道路としての機能を有している市道の県道昇格を進められたい。また、市道整備の促進を図るため、社会資本総合整備事業に対する財政追加支援（事業費の1/4など）を検討されたい。
- (5) 高規格道路既指定路線の早期整備を図られたい。
- (6) 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策に必要な予算、財源を確保し、県道、国道、バイパス道路、県施工の都市計画道路の早期整備を推進し、5か年加速化対策後も、予算、財源を確保して継続的に取り組まれたい。
- (7) 県域および隣接府県域を通過する高速道路への接続道路ならびに連絡道路の早期事業化を着実に進められたい。
- (8) 重要幹線の交通混雑緩和対策の早期推進を図られたい。
- (9) 歩道未設置箇所への歩道整備を推進されるとともに、県道における連続照明の整備について早急な対応を願いたい。
- (10) 原子力防災対策の観点から、広域的な避難道路や迂回道路の整備など、緊急事態にも対応できる道路整備を推進されたい。
- (11) 異常気象災害に対応できるよう、代替道路の整備や県道の複線化など、災害に強い道路網整備を推進されたい。
- (12) 橋梁やトンネルなどの重要構造物および道路について、計画的な点検・長寿命化修繕による適切な維持管理や更新が行なえるよう、県においても財政面および技術面での支援を願うとともに、同様の支援について国に働きかけられたい。

7. 新名神高速道路の早期整備と改良について

新名神高速道路は、人流と物流の大動脈として日本経済を牽引する高規格道路網の核をなす高速自動車国道であり、安全で安心できる強靱な国土を構築する上で、最優先に取り組むべき重要な社会基盤施設である。

亀山ジャンクション～草津田上インターチェンジ間、49.7 kmが供用され、経済効果や市民生活の利便性の向上など、大きな効果をもたらしており、また、南海トラフ地震など防災面の観点からも、平成24年4月に再着工された大津以西の「大津～城陽」、「八幡京田辺～高槻」間の早期整備が求められている。

については、国および各高速道路会社に対して、次の事項について強く働きかけられるとともに、県においてはスマートインターチェンジの整備にかかる連絡路等、周辺道路の整備を図られたい。

(1) 再着工された「大津～城陽」、「八幡京田辺～高槻」間の早期整備を図られたい。

(2) 土山サービスエリアに隣接する南側土地および周辺にあるレベルバンクを活用し、誘客施設建設事業等の実施による地域活性化と利用効率の促進を図られたい。

また、県主導の地域活性化インターチェンジである甲南ICPAにおいて、流出経路設置により周辺地域の活性化と、パーキングエリアからインターチェンジへの利活用を図られたい。

(3) 県南部地域の活性化を図るため、亀山西JCTから大津JCT間の早期6車線化の完了と大津JCTから高槻JCT間の6車線化の推進を図るとともに、(仮称)新名神大津スマートインターチェンジの本線同時供用を図られたい。

8. 交差点および通学路等の安全対策について

通学路における通学途中の児童・生徒が被害者となる交通事故が多発しており、各市町では通学路等（保育園、幼稚園、認定こども園、地域型保育施設の散歩コースを含む）の安全を確保するために、関係機関との連携のもと、通学路等の安全点検を実施し、安全対策について早急な対応を図っているところである。

については、子ども達が安全に通園・通学や活動ができる道路整備を行なえるよう、補助金や交付金要望額の満額確保について国に働きかけられるとともに、幼稚園や保育園の園外活動における安全対策への財政支援について特段の配慮を願いたい。

また、県道において安全対策が必要な個所が多数あることから、ラウンドアバウト交差点、ガードレール、ボラード、ガードポール、車止め、グリーンベルト等の設置のほか、スクール・ゾーンにおける交通時間の規制やゾーン30等の交通規制の拡充を推進されるとともに、新たな補助制度の創設や交差点安全対策設置基準の制定、信号機設置の指針の弾力的運用、規制標示の補修など、交差点や通学路等の安全対策について、公安委員会とのより一層の連携を図り、道路管理者としての主体的な取組を願いたい。

9. 県道における早期かつ効果的な除雪対応について

大雪を自然災害として捉え、冬季の降雪時における市民生活、救急搬送等の緊急時への影響を最小限に抑えられるよう、幹線的道路である県道の早期かつ効果的な除雪対応を図られるとともに、市が行う除雪で生じた雪の処分先として、琵琶湖や一級河川を認めていただきたい。

また、降雪、積雪状況による高速道路や国道の予防的通行止めが行われる際には、連携を図り、事前周知をお願いするとともに、地

域内道路への影響が多大であることから、実施にあたっては慎重になされるよう働きかけられたい。

〔新 規〕

10. ダム建設促進と治水対策について

県内で計画されているダム建設については、河川管理者である国および滋賀県、さらには地域や有識者も参加し、半世紀近くに及ぶ議論がなされ、治水安全度を早期に高める手段として位置づけられてきたところである。

については、流域住民の生命と財産を守ることは行政の重要な責務であり、県民が安全・安心な生活を送れるよう、次の事項について県として責任ある対応を願いたい。

(1) 大戸川ダムについては、ダム本体工事の早期着工および準備工事の早期完成ならびに河川改修および維持管理について特段の配慮を願いたい。

(2) 一級河川安曇川については、北川ダム建設事業と同等の安全度を備えた河道改修等について所定の事業費の前倒しにより早期完成が図れるよう特段の配慮を願いたい。

また、北川ダム周辺地域整備事業が完了するまで北川水源地域振興事務所の現体制を維持願いたい。

(3) 一級河川芹川について、流域住民が安全で安心して暮らし続けることができる治水安全度を確保した具体案の検討を早急に行い、流域住民に公表し、治水対策を進められたい。

また、平成30年に戦後最大洪水（概ね30年確率）が安全に流下するよう河道内の堆積土砂の除去を完了されたが、令和4年8月には上流域で連続雨量450mmを観測する集中豪雨が発生しており、土砂が下流へ流される等の状況や経年により変化していることから、継続的に確実な維持管理に努めていただくとともに、調査結果に基づく堤防強化を早期に完了されたい。

11. 河川の整備促進について

社会資本整備重点計画にかかる改修事業について、「滋賀県流域治水基本方針」においても根幹的な治水対策と位置づけられる河川整備について、より積極的な取組と事業推進が図られるよう所要額の確保を願うとともに、次の事項について積極的な対応を願いたい。

- (1) 近年、全国各地で頻発する「ゲリラ豪雨」と呼ばれる局地的な集中豪雨や線状降水帯の発生による想定を超える大雨、平成30年7月豪雨や台風12号、台風20号および台風21号により、県内でも甚大な被害が発生していることから、瀬田川洗堰が全閉となることのないよう適正な管理を願うとともに、早期に治水対策を確立されたい。

また、市街地においては都市型洪水の発生が頻発していることから、遊水池の整備等も早急に対応願いたい。

- (2) 公表されている「滋賀県の河川整備方針」や「地先の安全度マップ」の検討結果に基づき、地域の実情に応じて特に天井川等緊急に改修を必要とする一級河川の整備促進に向けた具体策を早期に検討され、実施されるとともに、流域全体で取り組む総合的な治水対策についても、調査・研究を行い、有効な施策を実施されたい。

- (3) 環境面と治水面に配慮し、天井川の改修や一級河川の整備と管理者として十分な維持管理ができるよう大幅な予算の増額を行い、緊急浚渫推進事業を活用して、流下能力を確保するための雑木伐採および浚渫等適切な維持管理を願いたい。

また、県民に親しまれる河川であるためにも、瀬切れが生じる河川においては、年間を通じて水の流れのある川としての維持・整備を願うとともに、計画のない上流河川については、親水や環境対策としての浚渫、除草、伐採等を行われたい。

- (4) 一級河川は堤体が広大であることから、年2回以上の除草作業と不法投棄防止を含む施設の定期パトロールを実施することにより、適正な施設維持管理の確保を願いた

い。

- (5) 地域団体が行う河川愛護活動事業に対する財政支援および人的支援、または制度設計の見直しを願いたい。

また、地域の担い手不足により、河川愛護活動自体の実施が難しい地域においては、一級河川管理者である県で除草・清掃・浚渫を実施されるよう、予算と体制の確保をいただきたい。

12. 土砂災害防止対策の推進について

近年、局地的な集中豪雨が頻発する傾向が強まり、山崩れ、土石流等の土砂災害の発生の危険度が高まっている。土砂災害から尊い人命と貴重な財産を守り、個性豊かで活力ある湖国づくりを実現できるように、次の事項について積極的な対応を願いたい。

- (1) 山崩れ、土石流、地すべり、がけ崩れ、雪崩に関する施設整備を促進するために、治山・砂防・急傾斜地崩壊対策関係予算の所要額の確保、ならびに単独治山(補助営)事業の採択要件である危険区域の見直しや各事業の早期採択および実施を願いたい。
- (2) 土砂災害防止法による土砂災害警戒区域および特別警戒区域の指定に向けた基礎調査の完了を急ぐとともに、市町が避難情報の発令を速やかに行えるよう、土砂災害に関する情報伝達の充実を願いたい。
- (3) 土砂災害警戒区域および特別警戒区域の土砂災害対策を行い、市町急傾斜地崩壊対策事業の対象地域についても県で対応いただきたい。

[再 掲]

13. 農業振興地域の農用地区域の変更と地区計画 の調整方針の柔軟な対応について

市街化調整区域内の市街地化の傾向が著しい市街化区域縁辺部および人口減少と高齢化の進行により地域コミュニティの維持が困難となっている区域において、市町長が対象区域に農業振興地域の農用地を含んで地区計画を定めようとするときに、農林水産大臣および県知事に協議を行い、協議が調った場合に限り、当該地区計画の対象区域について、県知事は、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域の区域を変更し、またはその指定を解除することに同意されるが、現実的には地区計画を目的とした農業振興地域の区画変更は不可能という状態となっている。ついては、地域の実情を鑑み実現することを前提に、県庁内の農政所管部と都市計画所管部が共有、調整されるとともに柔軟な対応を願いたい。

14. 県管理地の適正管理について

琵琶湖に大量に繁茂する水草については、湖岸に漂着することがないように、根こそぎ除去および表層刈取りを計画的かつ適切な時期に実施されるとともに、湖岸の県管理地に漂着または打ち上げられた流木、水草、ヨシ屑等の回収や処分については、管理者として適正に行われたい。

〔再 掲〕

教育委員会

1. GIGAスクール構想に基づく学校のICT環境整備について

教育現場におけるICT環境を充実させるため、次の事項について国に働きかけられるとともに、県においても特段の配慮を願いたい。

- (1) 保守管理・修繕費用、通信にかかる費用、ソフトウェアにかかる費用等のランニングコストは国庫補助対象外となっており、自治体にとっては多額の財政負担となることから、適切な財政措置が拡充、継続されるよう国へ働きかけられたい。
- (2) 教職員の誰もが今後、効果的にICT機器を利用して、授業の狙いを達成し、分かりやすい授業を実現するために、ICT推進員およびICT支援員の確保・配置および教職員の知見をボトムアップする研修等を県が主体となって実施されたい。
- (3) 学習用デジタル教科書については、国庫補助の継続と対象学年・対象教科の拡大を行うとともに、将来的には現在の紙の教科書同様、無償化されるよう国に働きかけられたい。
- (4) どのようなネットワーク環境でもデジタル教科書が活用できるよう、サーバーの設置や、ネットワークの強靱化のための財政措置について国に働きかけられたい。
- (5) 授業に活用できるデジタルコンテンツの整備および著作権の対応として、教員が自由に利用できる仕組みを構築することと、著作物を使用するための補償金制度における令和3年度からの有償化に対して、地方の負担を伴わない制度の恒久化について国に働きかけられたい。

- (6) ICTによる学習のバリアフリーへの支援として、肢体不自由の児童生徒がタブレット操作をしやすいような補助器具整備、視覚障がいのある児童生徒や読み書きに障がいがある児童生徒が使いやすいソフトウェア整備など、学習支援ツールを導入するための財政支援について国に働きかけられたい。

2. 小中学校の業務改善の推進について

小中学校の教職員の業務負担を軽減するため、学校の業務改善の推進について、県としても一層積極的に取り組んでいただくよう、次の事項について特段の配意を願いたい。

- (1) 県が実施する調査、会議、研修の見直し
- (2) 共同実施職員の加配に関する自治体格差の是正
- (3) 小中学校の臨時講師、非常勤講師ができる人材の確保
および学校の要望に応じた紹介システムの構築と学校現場
に適した人材の紹介
- (4) 大規模校における教頭の複数配置および主幹教諭の配置
〔新 規〕
- (5) 業務アシスタント（教員の事務作業や連絡調整等の業務
を補助する者）の配置
〔新 規〕
- (6) 部活動にかかる指導員等人的的支援の拡大
〔新 規〕

3. 中学校運動・文化部活動の地域移行について

国は、令和5年度から令和7年度を中学校の運動部活動地域移行重点期間と位置付けており、文化部活動についても、令和5年度から令和7年度を改革集中期間とする提言案が公表された。

地域移行を進めるにあたっては、運動・文化部活動に関わる各分野の関係団体等と学校との連携や指導員等の体制整備、施設の充実、予算の確保など様々な課題が想定される。

滋賀県にあつては、早急に課題を整理し、運動・文化部活動の地域移行について市町と協議の上、県の方針を示し、主体的に取り組まれない。

[新 規]

4. 小中一貫教育実施のための教員加配について

学校教育法等の一部改正により、今後、小中一貫教育の制度設計や体制整備を推進していくこととなるため、小中一貫教育を充実させるための教員加配を願いたい。

5. いじめの未然防止・早期発見・早期対応 について

いじめの未然防止・早期発見・早期対応のため、子どもの変化を見抜く目など、いじめ発見に対する教職員の資質向上をはじめ、不登校や問題行動等への適切な対応を図るため、とりわけいじめが発生した場合の複雑・多様な対応が求められることから、次の事項について早期の対策を講じられたい。

- (1) いじめをはじめとする子どもが抱える課題解決のための加配教員や支援員の配置
- (2) いじめ予防対策としての人員配置にかかる補助金の予算化
- (3) 県教育委員会内にある緊急支援専門家チームが市の要請に応じて速やかに派遣できるシステムの拡充
- (4) 緊急支援専門家チームが学校もしくは教育委員会に駐在し、解決に至るまで支援する体制の確立
- (5) 緊急にスクールカウンセラーを派遣するシステムの拡充およびスクールカウンセラーの増員を図り、すべての小中学校への常時配置およびスクールソーシャルワーカーの配置拡大の実施
- (6) 早急に学校生活を平常な状態に戻すための職員の派遣、加配教員もしくは支援員等の配置

6. 日本語初期指導教室にかかる支援について

2019年4月の「出入国管理及び難民認定法」(入管法)の改正を受け、日本に入国・在留する外国人の数の増加に伴い、日本語初期指導が必要となる児童生徒も合わせて増加していることから、同年6月に施行された「日本語教育推進法」を踏まえながら、次の事項について特段の支援を願いたい。

- (1) 外国人受け入れ拡大に対応した日本語指導等への支援事業の拡充
- (2) 日本語初期指導教室設置にかかる補助金制度の創設

7. 35人学級の実現について

小中学校において現在指摘されている諸問題（学力問題、不登校問題、いじめ問題、非行問題、特別支援教育の充実にかかわる問題等）を解決し、市民の付託に応える充実した教育を実現させるために、小・中学校すべての学年で完全35人学級編制を実施することが必要である。公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律により、小学校の学級編制の標準を35人に引き下げることとなったが、段階的な実施のため小学校6年生の引き下げは令和7年となり、中学校での35人学級編制については触れられていないことから、滋賀県学級編制基準を見直し、基準2の「この場合、小学校4学年から第6学年および中学校第2学年ならびに第3学年の1学級の人数は20人以上であることとする。」という縛りの完全撤廃、それに伴う教員配置数の改善を図り、平成30年度の弾力的な運用でなく、完全35人学級編制の早期実施を願いたい。

また、35人学級制導入による実学級と標準学級との差に伴う校舎の増改築には、国が定める必要面積には算入されないため、一部県費負担による施設整備制度の創設を願いたい。

なお、各学校が抱える課題については、それぞれ状況が異なるため、今後、校長の具申を通して柔軟に対応できる学級編成実施の仕組みの構築と定数のあり方について検討願いたい。

8. 教育環境の整備・充実について

- (1) 県内の特別支援学校については、近年大規模化等の問題を抱えており、今後ますます児童・生徒の増加が見込まれることから、教育環境の充実や支援を図れるよう、学校の新設、教室の増設のほか、現有施設の活用として通学区域の再編など、特別支援学校のあり方について検討されたい。

- (2) 少子化に伴う学校の再編に関する義務教育施設の新増築や改修に対する負担率・補助率の嵩上げおよび確実な補助予算の確保と、スクールバス運行経費に対する既存制度としてのへき地児童生徒援助費等補助金の補助対象経費の拡大および補助期間の延長、閉校後の教育施設の活用に対する国財政支援制度の拡充を国に働きかけるとともに、これらの学校再編に伴う支援にかかる県制度の創設を願いたい。

9. 生徒指導教員等の配置の充実について

- (1) これまで県費で実施されていた「小1すこやか支援員」の県費による復活等、幼小のなめらかな接続を図り、学ぶ力の基礎を定着し、よりよい学習習慣を身につけるため、他学年より手厚く小学校1年に支援員の配置を願いたい。
- (2) 「児童生徒指導加配教員」や「生きる力加配教員」等の配置基準を見直し、すべての小中学校においてきめ細やかな指導ができるよう増員配置を願いたい。
- (3) 外国人児童生徒の教育に当たる適切な加配教員や支援員、多言語化する母国語に応じた通訳や翻訳（翻訳ソフト含む）の増員配置および補助金増額ならびに日本語初期指導教室への通学費にかかる補助金の創設を願いたい。
- (4) 小学校における英語教育の充実を図るため、一部教科担任制への移行も見据え、全ての小学校に外国語活動の指導に対応できる外国語指導助手等をはじめとする教員の配置や教員全体の指導力向上に向けた英語専科指導教員の増員配置を願いたい。
- (5) 普通学校の特別支援学級において、児童・生徒の障がいが重度化、多様化している現状を踏まえ、その程度・人数に応じて特別支援教育加配教員の配置の改善を願いたい。
- また、特別支援教育対象児童生徒への指導を目的とした教員の配置および施設の整備や、在籍児童生徒数や通常学級における特別な支援を要する児童生徒数に応じて、通級

指導教室を設置し、施設整備の補助や通級指導担当教員の更なる増員配置を願いたい。

- (6) いじめの問題や不登校および就学の継続が危ぶまれる生徒に対して、よりきめ細やかな指導と小学校、中学校、高等学校、家庭および行政間の緊密な連携・切れ目のない支援体制の構築を図られたい。

さらに、教職員の生徒指導対応力向上を図るため、全ての小中学校にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置拡大について国へ働きかけるとともに、県においても今以上の予算確保を願いたい。

高等学校においては、中途退学した生徒のうち、発達障害に起因する困難さを抱える者に継続的に支援し、自立へとつなげるため、必要な情報を県において収集し、市町と共有できる仕組みを構築されたい。

- (7) 養護教諭複数配置の基準の見直しを図り、養護教諭の配置の拡大を願いたい。
- (8) 複雑化・多様化する養護教諭の業務負担の軽減や市全体の養護教諭の資質向上のため、正規職員で、市全域を担当する養護教諭を追加して配置されたい。
- (9) 公立学校の学校図書館の充実のために、各学校への学校司書の配置を制度化されたい。
- (10) 各小中学校における特別支援教育コーディネーター業務に専念できる人的配置について特段の配意を願いたい。
- (11) 小中学校における特別支援学級の編制基準の引き下げとそれに伴う教職員定数の改善について特段の配意を願いたい。
- (12) 栄養教諭等の加配および配置基準について、調理場用務に対する作業および学校における食育の推進など、期待される内容に現行基準が応えられていないという現状からも、基準の見直しについて、国に働きかけられたい。

また、県におかれては、現行基準のみの配置ではなく、現状を踏まえ、引き続き加配などについて柔軟に対応されたい。

10. 医療的ケアが必要な児童生徒の通学支援 について

たんの吸引や経管栄養、人工呼吸等の医療的ケアが必要な児童生徒が安全に安心してスクールバスを利用して通学でき、保護者も安心して任せられる通学支援体制の整備や児童生徒の送迎における保護者の負担軽減だけでなく通学保障となるよう、県において更なる有効かつ恒久的な施策の検討を願うとともに、次の事項について特段の配慮を願いたい。

- (1) 現行の県制度では、通学支援事業を利用できる回数が学校から自宅間の片道を1回とカウントし、年間10回までと制限されているが、保護者の負担軽減を図るため、受け皿となる事業者の拡充を含めた体制整備を検討し、対象児童生徒が利用回数の制限なく利用できるよう見直しを願いたい。
- (2) 現行の県制度では、県立学校に通学する児童生徒のみ通学支援が実施されており、市立学校との間で不均衡が生じていることから、事業の実施に当たっては、市立学校に通学する児童生徒も含め対象とし、全ての学校で通学支援が受けられるよう、県において新たに財政支援を創設されたい。
- (3) 事業所調整、契約、支払事務等を県内各市町が担っているが、事業実施者としての役割、責任が見えてこない。
については、事業所調整は、地域の実情があり市町が担うところであるが、契約、支払事務については、事業所の事務が煩雑となるため一括して県が担っていただきたい。

11. 社会教育施設の整備に対する補助制度の創設について

公民館など社会教育施設のユニバーサルデザイン化、特にエレベーターやトイレの設置等の費用について、国においては公共施設等適正管理推進事業債にユニバーサルデザイン化事業が追加され、国からの財政支援が新設されたことから、障がい者の多様な学習活動を総合的に支援する取組・体制の充実を図れるよう、県においても県独自の財政支援制度を創設されたい。

12. 学校施設環境改善交付金の改善について

学校施設環境改善交付金について、長寿命化改良事業および大規模改造事業（老朽・空調設備設置・トイレ改修）の要件緩和および建築単価の引き上げ、ならびに事業採択を行い、改築事業の際に負担金同様、前向き資格による加算を適用するとともに、優先的に事業採択されるよう国への働きかけを願いたい。

13. 交差点および通学路等の安全対策について

通学路における通学途中の児童・生徒が被害者となる交通事故が多発しており、各市町では通学路等（保育園、幼稚園、認定こども園、地域型保育施設の散歩コースを含む）の安全を確保するために、関係機関との連携のもと、通学路等の安全点検を実施し、安全対策について早急な対応を図っているところである。

については、子ども達が安全に通園・通学や活動ができる道路整備を行なえるよう、補助金や交付金要望額の満額確保について国に働きかけられるとともに、幼稚園や保育園の園外活動における安全対

策への財政支援について特段の配慮を願いたい。

また、県道において安全対策が必要な個所が多数あることから、ラウンドアバウト交差点、ガードレール、ボラード、ガードポール、車止め、グリーンベルト等の設置のほか、スクール・ゾーンにおける交通時間の規制やゾーン30等の交通規制の拡充を推進されるとともに、新たな補助制度の創設や交差点安全対策設置基準の制定、信号機設置の指針の弾力的運用、規制標示の補修など、交差点や通学路等の安全対策について、公安委員会とのより一層の連携を図り、道路管理者としての主体的な取組を願いたい。

〔再 掲〕

14. 県立高校における職業系学科系列の充実 について

人口減少社会が進む中、「ものづくり企業」が多く立地する本県においては、かねてより製造業従事者の確保が喫緊の課題となっていることから、より幅広く地域に貢献できる人材を育成するため、県立高校に工業系学科等の職業系学科系列の増設を願いたい。

また、工業デザインやITを活用した学習など、魅力的で就職を見据えた学科を創設されたい。

15. フリースクールへの財政支援について

不登校児童生徒の受け皿となっている民間フリースクールへの運営に対する支援については、施設を利用する生徒児童が1つの市町区域に限らず広域的であり、市町として支援が難しいと考えられることから、県におかれては運営団体に対する補助制度を創設するなど、県からの財政支援を願いたい。

警 察 本 部

1. 警察施設の新築・移転・防犯ボックスの設置 および警察官の増員について

県民生活の安全と地域社会の平穩を守るためには、警察体制の充実は不可欠であることから、拠点となる警察施設（警察署）の整備・防犯ボックスの設置を図られたい。また、各地域における防犯機能の向上を図るため、常時警戒、防犯機能等を持つ交番、駐在所を地域の実情を踏まえ早期設置いただくとともに、更なる警察官の増員についても特段の配慮をお願いしたい。

2. 交通事故防止に向けた取組について

交通事故発生件数は、減少傾向にあるものの、高齢者や児童などのいわゆる「交通弱者」の占める割合が高くなっている。

については、年々道路整備が進む中、交差点や通学路等の安全対策は市民生活に直結し喫緊を要することから、道路管理者との連携により、信号機設置の指針の弾力的な運用、道路標識や横断歩道等の交通安全施設（主に公安委員会所管施設）の未設置箇所への早期設置、消えかかった規制表示の迅速な補修、および交通安全思想の普及・啓発に努められ、これら関連予算の確保について特段の配慮をお願いしたい。

新型コロナ関連

1. 災害時における自宅療養者等にかかる避難 対応について

- (1) 災害時における自宅療養者の避難先（宿泊療養施設等）の確保および自宅療養者等を受け入れる避難所の運営支援
 - (2) 自宅療養者等が避難された避難場所等への県・保健所職員の派遣 [新 規]
 - (3) 避難場所等に避難された自宅療養者等と連絡が取れない事態となった時の対応・体制の構築 [新 規]
 - (4) 自宅療養者等の避難先として県有施設の協力が得られるよう県による強力な支援 [新 規]
 - (5) 避難場所等に避難された自宅療養者の病状の管理等を適切に行うため、速やかな県の宿泊療養施設等への移送体制の構築 [新 規]
- 【知事公室】

2. 感染拡大防止対策と財政支援について

- (1) 「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の令和5年度以降の延長および対象事業の拡大など、同交付金の交付限度額算定要件等の見直しについて国への働きかけ
- (2) 安定的な財政運営を可能とするための十分な地方財政措置、特に感染状況や感染予防対応などコロナ禍の地域の取組実態を踏まえた支援については、財政力という基準は不相応であることを含めた国への働きかけ

【総務部】

- (3) 県が主体となった衛生用品等をはじめとする備蓄品等の整備および自治体が整備する備蓄品の購入等費用に対する国および県からの財政支援の継続と拡充

【健康医療福祉部】

3. 医療機関への財政支援および検査体制・医療体制の充実について

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響により、患者の受入体制整備、感染防止対策のために必要となる経費負担に対する財政支援制度の継続
- (2) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大による患者数の減少に伴う収益減に対する県独自の財政支援の拡充および感染症終息後の病院運営の維持継続に向けた診療報酬の見直しをはじめとした支援措置の実施、昨今の物価インフレに対応する予算措置など減収補填や経営基盤安定のための国への働きかけ
- (3) コロナ禍における特定健診・特定保健指導のあり方については、厚生労働省からも指針が示されているところであるが、感染対策に要する経費等、市町の負担が増大している実情を鑑み、単価の増額について国への積極的な働きかけ [再掲]

【健康医療福祉部】

4. 生活支援および経済支援による地域経済対策等について

- (1) 実質無利子・無担保融資据え置き期間終了に直面する中小企業に対する事業継続支援策の構築 〔新 規〕
【商工観光労働部】
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響によるコミュニティバスの運賃収入減収分について、滋賀県コミュニティバス運行対策費補助金における別枠での補助率の算定、または前年度補助額シーリングを外し、欠損額から算定した補助対象額の全額補助 【土木交通部】

5. 教育環境に対する支援について

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、ICT端末を活用したオンライン学習のための機器更新やインターネット通信費の支援について国への働きかけ

【教育委員会】

6. 福祉・介護職場の人材確保・拡充について

介護・福祉人材の確保については、慢性的な人手不足や処遇改善が問題となっていることから、コロナ禍、アフターコロナを見据えた働き手の処遇改善をしっかりと進め、未経験者の育成や、介護・福祉現場への受け入れ強化に向け支援を願いたい。

〔再 掲〕
【健康医療福祉部】

7. 新型コロナの影響による保険料減免の支援 割合の見直しについて

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等にかかる国民健康保険料（税）および後期高齢者医療保険料の減免に対する財政支援に関し、令和3年度は減免に要した費用の全額が財政支援の対象となっていたが、令和4年度は財政支援の対象が縮小されたことから、令和3年度と同様に減免に要した費用の全額を財政支援の対象とするよう国に働きかけられたい。

また、仮に国の支援が縮小された場合は、県からの支援を願いたい。

[再 掲]

【健康医療福祉部】